

第百二回国会 法務委員会 議 録 第 四 号

昭和六十年二月二十二日(金曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君
 理事 太田 誠一君 理事 龜井 静香君
 理事 高村 正彦君 理事 森 清君
 理事 天野 等君 理事 横山 利秋君
 理事 岡本 富夫君 理事 三浦 隆君
 井出 太郎君 上村 千一郎君
 塩崎 潤君 宮崎 茂一君
 山崎 武三郎君 小澤 克介君
 山花 貞夫君 中村 巖君
 橋本 文彦君 伊藤 昌弘君
 柴田 睦夫君 林 百郎君

出席國務大臣

法務 大臣 嶋崎 均君
 法務 政務 次官 村上 茂利君
 法務 大臣 官房長 岡村 泰孝君
 法務 大臣 官房 司 菊池 信男君
 法制 調査 部長 枇杷田 榮助君
 法務 省 民事 局長 寛 榮一君
 法務 省 刑事 局長 野崎 幸雄君
 法務 省 人権 擁護 局長

委員外の出席者

総務 庁長 官 官房 地域 改善 対策 室 長 佐藤 良正君
 最高 裁判 所 事務 長 勝見 嘉美君
 最高 裁判 所 事務 長 山口 繁君
 最高 裁判 所 事務 長 櫻井 文夫君
 最高 裁判 所 事務 長 川崎 義徳君
 最高 裁判 所 事務 長

最高 裁判 所 事務 長 上谷 清君
 最高 裁判 所 事務 長 小野 幹雄君
 最高 裁判 所 事務 長 猪瀬 慎一郎君
 法務 委員 會 調 査 室 長 末永 秀夫君

本日の會議に付した案件
 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)
 供託法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○片岡委員長 これより會議を開きます。お諮りいたします。本日、最高裁判所所長、川崎義徳局長、山口総務局長、櫻井人事局長、猪瀬家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
 ○片岡委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○片岡委員長 内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び供託法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。まず、趣旨の説明を聴取いたします。嶋崎法務大臣。

供託法の一部を改正する法律案
 (本号末尾に掲載)

○嶋崎國務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の定員を改めるとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を改めるものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、判事の員数の増加であります。これは、地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件及び破産事件並びに家庭裁判所における少年一般保護事件の適正迅速な処理を図るため、判事の員数を九人増加しようとするものであります。第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の減少であります。これは、一方において、地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件及び破産事件、家庭裁判所における少年一般保護事件並びに簡易裁判所における民事訴訟事件、民事調停事件及び督促事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官以外の裁判所の職員を四十人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員を四十二人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二人減少しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

続いて、供託法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。供託法は、供託された金銭について利息を付すべきこととしておりますが、国の財政再建に資するための特例措置として、昭和五十七年度から昭和五十九年度までの間、供託金に利息を付さないこととされてきたところであります。この法律案は、国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の一層の縮減を図るため、いわゆる特例公債依存体質からの脱却の努力目標年次とされている昭和六十五年まで、引き続き供託金に利息を付することを停止しようとするものであります。これにより、昭和六十年から昭和六十五年までの六年間で合計約百三十億円の歳出の縮減が見込まれております。

以上が、この法律案の内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○片岡委員長 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。天野等君。

○天野(等)委員 今回提出されましたこの裁判所職員定員法でございますけれども、拝見をいたしますと、裁判官にしましては九名の増、ところで裁判官以外の裁判所の職員につきましては二名の減ということになっておられるわけでございます。これはまた後で詳しくお尋ねしようかと思えますが、今、裁判所、特に簡裁を中心にして、大変な事件増だということがこの法務委員会でもいつも問題になってきていますところでございますが、この裁判所の、特に裁判官以外の職員が二名

○片岡委員長 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。天野等君。

○天野(等)委員 今回提出されましたこの裁判所職員定員法でございますけれども、拝見をいたしますと、裁判官にしましては九名の増、ところで裁判官以外の裁判所の職員につきましては二名の減ということになっておられるわけでございます。これはまた後で詳しくお尋ねしようかと思えますが、今、裁判所、特に簡裁を中心にして、大変な事件増だということがこの法務委員会でもいつも問題になってきていますところでございますが、この裁判所の、特に裁判官以外の職員が二名

○片岡委員長 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。天野等君。

減という。これは聞くところによると、もう二十年あるいは三十年近くなかったことだということもお聞きするのですが、裁判所職員について定数を減員したというのは、前にはいつごろでございませうか。

○菊池(信)政府委員 定員法の改正によりまして職員数の減員ということがございましたのは、一番近くは昭和三十年に二百八十というのがございませう。それからその前年の二十九年にも三百九十三というものがございませう。

○天野(等)委員 そうしますと、約三十年、減員ということはないと来たと。それが、裁判所、恐らくかつかつていっていくらしいの事件増ではないかと思うのですが、この時期に減員というのは一体どういふことなんでしょうか。

○菊池(信)政府委員 御存じのとおり、政府では、昭和五十六年に第六次の定員削減計画というものをつくっておられるわけですが、その際に、司法部にもその御協力をお願いするというところをしておられるわけがございませう。

裁判所におかれましては、もちろんこの閣議決定に拘束されるというものではございませうけれども、諸般の事情を考慮されまして、その計画の趣旨を理解されて協力をされるということになつたようではございませう。

しかし、御存じのように、現在の裁判所が抱えております事件の状況からいたしまして、裁判部門の職員を減らすことは適当ではないということから、他面、司法行政部門、いわゆる事務局長の部門につきましては、一般行政事務と相通するところもございませうので、裁判部門に比へますと事務の簡素化、合理化による能率化を図る余地がないとは言えないということから、司法行政部門の職員だけを対象として、裁判部門の活動に裁判所として見て影響を及ぼさないという程度で協力をされるということになつたようではございませう。その関係で、昭和六十年において三十九人の減ということがございました。

他方、昭和六十年につきましては、御存じのよ

うに定年制の施行に伴います退職者の後任補充につきまして、真に必要な場合を除いてはこれを行わないという政府の方針、閣議決定がございませうわけですが、裁判所としまして、その関係でも御協力になるということで、本年限りの措置として、やはり司法行政部門から、これは技能労務職員ということでございませうが、三人の減をなさるということと、合わせて四十二の減ということになりませう。

他方、裁判部門で事件処理の充実強化のために四十名の増員ということがございませうので、差し引き二名の減という形になっておられるわけがございませう。

○天野(等)委員 先日、この法案の審議についての参考資料というのをいただいたわけがございませうけれども、それによりますと、「裁判官以外の裁判所の職員の増減員内訳」という表が十五ページに出ておられますが、裁判所書記官については十名の増、家庭裁判所の調査官については三名の増、ところが、裁判所事務官については十二名の減、技能労務職員については三名の減で、合計二名の減だというふうな表になっておられます。

裁判所事務官のこの減の項目を見ますと、最高裁判所における司法行政事務の簡素化、能率化に伴う減員が三、高裁における同じ司法行政事務の簡素化、能率化に伴う減員が七、地方裁判所における司法行政事務の簡素化、能率化に伴う減員が十六、家庭裁判所における司法行政事務の簡素化、能率化に伴う減員が十三。実は司法行政事務の簡素化、能率化に伴う減員というのがかなり下級裁判所、特に地方裁判所、家庭裁判所の定員減という形になってきています。

まずお尋ねしたいのですが、この司法行政事務の簡素化、能率化に伴う減員というのとは、どういふ部門の職員を減らすことができるというふうにお考えになっていらつしやるのか、具体的にお尋ねしたいと思ひます。

○山口最高裁判所長官代理人 裁判所の司法行政事務と申しますのは、天野委員先刻御承知のとおり、裁判所の職員の人事でございませうかあるいは会計でございませうか、あるいは文書関係の総務事務でございませうか、そういう事務が主でございませう。司法行政事務の簡素化、合理化と申しますのは、そういういわゆる事務局長部門におきまして、例えば各庁に対する報告事項の整理をするとか、あるいは文書の取り扱い方法を改めるとか、さらにはゼロックス等の能率器具の活用によりましてその辺の合理化を図つていく。例えば、統計報告に關しても、コンピュータの活用によりまして報告事項の整理もできますし、さらにはワープロ等のOA機器の活用によりまして省力化できるわけがございませう。ただいま御指摘の最高裁、高裁、地裁、家裁における司法行政事務の簡素化、合理化と申しますのは、そのような事務局部門における事務の簡素化、合理化でございませう。

○天野(等)委員 最高裁、高裁の場合に、事務局部門とそれから司法行政部門というものがかなり分かれた形でなされているという事はわかるのでございませうけれども、地裁あるいは家裁、恐らくこの地裁の中には簡裁も含まれるのではないかと

いふふうにも考えられるのですが、あるいは簡裁については事務官の減ということが考えておられないのか、これもひとつお尋ねしたいと思ひますが、地裁、家裁において必ずしも司法行政部門とそれから裁判関係の部門とが判然と分かれておるといふわけにはいかないというところがあるかと思ひます。また、事実判然と分かれておる、例えば会計課だとか庶務課というような形で確かに分かれておる部門がございませうけれども、そういうところで具体的に人を減らしていくということも実際にできるのかどうかといふ事か、それでもって果たして裁判所全体の運営について支障なくやつていけるものなのかどうか。従来からも、こういう部門についてはかなりの人員、特に人員増を抑えてきたという経過はあると思ひますので、そういうふうなものを導入してというふう

なお話もあるようではございませうけれども、例えばワープロとかマイコンとかというものを導入することによつて人を減らしていくという方針を最高裁としては現にお考えになつていらつしやるのかどうか。その辺はいかがでございませう。

○山口最高裁判所長官代理人 まず最初にお尋ねの、簡易裁判所の、いわゆる司法行政事務の簡素化、合理化に伴う減員があるかどうかという点につきましては、それは考えておりませう。地方裁判所の事務局部門でございませう。

それから、例えば給与計算にコンピュータを用いますとか、あるいは文書の整理にゼロックスを用いますとかということになりますと、必然的に事務量は減つてくるわけがございませう。従来、手書きにしておりましたのが機械化で賄えるということと、それだけ省力化されるわけがございませう。減員の四十二名のうち二十名は、そういうことによつて省力化されたタイピストが二十名含まれているわけがございませう。OA機器の導入によつて人員の削減を図るかという点につきましては、ワープロあるいはコンピュータ等のOA機器の導入によりまして、必然的に事務量に影響してくることがあるかと思ひます。私ども、OA機器の導入によりまして直ちに定員削減をするというふうなことは考えておりませうけれども、その導入後の状況を見まして、それだけゆとりが生じてきたという場合には、やはりそれに相応した定員の見直しを図らなければならぬというふうに考えております。導入即定員削減につながるものとは考えておりませう。

○天野(等)委員 今のお答えですと、そうするとこの司法行政事務の簡素化、能率化に伴う減員三十九名ですか、これについては、今後OA機器等を導入して能率化、簡素化を図るといふことではなくて、既にそういう形で人が余つてきたといふ事か、そういう部門については人が要らなくなつてきた、そういう状況が現にあるんだということなんでしょうか。

○山口最高裁判所長官代理人 先ほど申し上げ

ましたように、例えばゼロックス等の活用によりまして特に司法行政事務部門のタイピストにつきましては相当のゆとりが生じてまいりました。現に欠員も相当あるわけでございます。そういう観点から今回の減員を考えているわけでございます。

○天野等委員 今、現在の欠員というお話がございましたので、それに関係してちよつとお尋ねしたいのですが、同じ参考資料としていただきましたものの中に、十九ページ、「裁判官以外の裁判所の職員の内訳」という表がございます。それを拝見しますと、実は事務官については欠員という状況ではなくて、逆に、全部合わせますと百十九名の過員といえますか、定員よりも多いという状況、それから、これは最高裁にかなり過員が多いんだという状況がわかるのですが、地裁でも七十五名の過員、家裁でも十一名の過員という形で、どうも、この表から見ますと事務官の定員を減らしていくという状況にはないんじゃないかというように思えるのでございますけれども、いかがでございますか。

○山口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、法律関係資料の過欠の状況におきましては事務官の過員の状況が示されておりますが、これは、タイピストも事務官でございますけれども、その他の事務官もございまして、これはいわゆる書記官の予備軍と申しまして、ことしの四月に書記官の方に、例えば書記官研修所の方へ入るとかそういう方々が含まれているわけでございます。四月の時点になりますとかなりの過員が解消されるわけでございまして、しかも減員を図っても妨げない状況になるわけでございます。

○天野等委員 今タイピストの欠員の問題がちよつとございましたので、お尋ねしておきたいと思うのですが、タイピストに関しては、現に欠員になっておられるかどうかという問題、それから今後ともワープロ等の導入によってタイピストを減らしていくというような方針をお持ちになつていらっしゃるかどうか、その辺をお尋ねしま

す。

○山口最高裁判所長官代理者 タイピストにつきましては、先ほど申し上げましたように定員と現在員との間には相当の乖離がございます。ワープロ導入によりましてタイピストを減らしていくかという点につきましては、これも先ほどお答え申しましたように、ワープロを導入したことによりまして即タイピストの定員を削減するというようには考えておりませんけれども、ワープロ導入後の状況を見まして、事務量等が減つてまいりまして定員の見直しをしなければならぬ段階にまゐりますれば、そのときに考えたいというように考えております。

○天野等委員 裁判所の中でもタイピストという方たちは特殊な技能かと思うのですけれども、全体としてどうなんでしょうか、裁判所の中ではタイピストの職場はますます狭くなっていくんだというふうな考えざるを得ないのでしょか。これはタイピストの方たちも不安感を持つていらつしやるんじゃないかと思つてますね。ワープロを積極的にどんどん導入していく、そのことで特殊技能としてのタイピストは必要じゃなくなつてくる、そうなつてきたときの問題というふうなもの、最高裁としてお考えになつていらっしゃるのかどうか、その辺を。

○山口最高裁判所長官代理者 御指摘の問題はひとり裁判所の問題には限りませんが、ワープロと従前のタイピストとの関係という一般的な問題ではなからうかというふうな考えでおります。人によりまして、ワープロが出現したことによりまして、将来はタイピストがなくなるんじゃないかというふうなことを申す方もおられるようでございます。しかし、私どももいたしましては、現在の段階でワープロ導入によりましてタイピストの職場が著しく狭められるものかどうか、まだ十分その点につきまして判断できる材料が整つてないように思つております。したがつて、裁判所におきましては、ワープロの導入によりまして将来どうなるかということはまだ断定しかねる状況で

ございまして。○天野等委員 減員の方についてもいろいろまだお尋ねしたいことがあるのですが、時間もございませぬ。今度は、増員の方でちよつとお尋ねしたいと思ふのですけれども、同じ参考資料の二十四ページあるいは二十二ページ、ここに五十六年度から五十八年度における地方裁判所の民事、刑事の新受件数と簡易裁判所の民事、刑事の新受件数というものが載せられてございます。地方裁判所の方、特に民事の新受件数を見ますと、昭和五十七年から昭和五十八年にかけて減つていくことが数字からうかがえるわけでございますが、これはやはり昭和五十七年から施行された新しい裁判所法による事物管轄の変化ということに伴うものだというふうな私の方も考へるので、そう考えますと、今度は二十四ページの表の方の簡易事件の増加がございまして、これはまた著しいといつて可い。何とも申し上げようがないくらい増加でございます。したがつて、これは地裁、簡裁を含めた数字として理解をしいかなければ今の裁判所の現状を把握できないんじゃないかというふうな考へるわけですが、そういう点で、高裁はともかくとしまして、地裁、簡裁を含めた形で考えますと、私ちよつとこの表から試算をしてみたいので、民事の訴訟の第一審の事件、昭和五十六年と五十八年とを比べますと、六万八千九百七十件の増、率で言いますと五十六年の訴訟件数を母数にとりまして三〇・八%くらい、三割ふえてきています。昨年の比較で言つても一〇・六%、一割以上ふえているという状況だと思つて可い。こういう状況の中で今回お示しになられた定員の裁判部門における増というふうなものを見ますと、裁判所の書記官が十名、一応家裁をちよつと抜いておきまして事務官について二十七名でございますか、合わせて三十七名の増という程度の増でございます。これは全国の地裁、簡裁というふうなところの数から考へただけでも、それこそもう極

めて微々たる増員にすぎないんじゃないか。この程度のもので処理をしていけるものなのかどうか、その辺について概括的に話をいたしたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のようによ、簡裁の事件の伸びは著しゅうございまして。しかしながら、この事件の伸びは主としてクレジット関係、サラ金関係と申しますけれども消費者信用関係事件を中心に伸びているわけでございます。このクレジット関係事件あるいはサラ金関係事件と申しますのは、比較的定型的な処理になじみやすいわけでございます。例えば訴状のたぐいは定型的にやつて非常にチェックを容易にする、それから判決書きにつきましても定型書式を用いてやる、しかも欠席判決率が非常に高いわけでございます。そういう意味合いからいたしますと、その他の訴訟事件に比べますと、ある程度ウエートの軽い内容のものではないだらうか。したがつて、この事件の増加ほど負担はふえるものではないというように考へております。

そういう観点から、裁判事務処理につきましても、会同あるいは資料の配付、さらには例えば今のクレジット関係にいたしましてはサラ金関係にいたしましては利息計算とか割賦金額の支払にポケットコンピューターを活用するとか、種々省力化の方策を講じますことによりまして、先ほど申しました程度の増員で大した支障なく対応できるのではないかと考へておるところでございます。

○天野等委員 この事件増の傾向ですけれども、今後どういうふうな推移をたどるといふふうに予想をしておられますか。

○上谷最高裁判所長官代理者 事件の種類が何種類かございまして、分けて御説明させていただきます。加の目立っております事件といたしましては、いわゆるサラ金関係、貸し金関係の事件がございまして。これは私どもの統計で、特にサラ金関係の貸し金を厳密には区別してとつておりませんので必

ずしも正確なところはわからないわけですが、一応貸し金関係事件の、貸し金請求事件の伸びを見てみますと、昭和五十四年以来年々増加いたしてありまして、特に五十七年、五十八年と急増している状況でございます。恐らくその原因はいわゆるサラ金業者あるいはサラ金業者とは言わないまでも、あるいは信販業者で貸し付けをやっているというふうな業者からの請求訴訟がかなり多いのではないかと考えられますので、こういう最近の事件数の伸びから見てみますと、今後とも事件がさらに伸びるのではないかとこのように見方が一つできると思えます。ただ、委員も御承知のとおり、昭和五十八年に入りましてから貸し金業界の一般的な景気の陰りということが言われ出しましたし、それから昭和五十八年の貸金業の規制等に関する法律が成立施行されて、例えばその中で過剰貸し付けを禁止するというふうな規定があるとか、その他規制の条項が非常に厳しくなっておりますので、消費者の保護が十分に行われるということになっておりました、そういう関係から、今度は事件数がやや減る方へ働くのではないかとこのように要因も考えられるわけでございます。今そういうふうな時期でございますので、私どもとして今のところ昭和六十年あるいはこの数年先ほどの程度の推移を示すか、ちょっとはつきりした見通しを持つのは非常に難しい段階でございます。ここでこの当分の動きを十分注目したいと考えております。

それから、今度は同じサラ金関係の事件で、いわゆるサラ金調停の件数でございます。これも特に五十八年度に急激に増加しておりますことはお手元にご覧いただけますとおわかりのとおりでございますが、これはいわゆる消費者側から救済を求めてくる事件でございます。この事件の動向につきましましては、正確な数字はまだ集計されておられません。概数で申しまして昭和五十九年度の動きはかなり上下いたしておる状況でございます。特に昭和五十九年の八月以降の件数を見てみますと、上半期に比べてやや少ないという状況が出て

おりますので、見方によりましては頭打ちの状況になるのではないかと、こういうことも言えると思えます。ただ、これもまだ過渡期の段階でございます。先ほど申しましたように貸金業等規制法の効果がどこまであらわれてくるかという一つの見通しの問題でございますので、私どもとしては、もう少し動向を見せんと将来の事件の予想について確信を持ったことはちょっと申し上げかねる次第でございます。いずれにしても、サラ金調停を見る限りはやや頭打ちの傾向があらわれているというところは言えるかと思えます。

それからもう一つ、非常に事件が多いのがいわゆる信販関係の事件でございます。こちらの方は特に昭和五十七年、八年と激増している状況でございます。さらに、信販業者の消費者に対するいわゆる与信額の残高等を拝見しておりますと、年々かなり伸びておりましたし、一般的にも信販業界が急激に成長しているということも言われておりますので、こちらの要因を考えてみますと、今後ともさらに事件数が増加するのではないかとこのように予想が常識的にはできると思えます。

ただ、この点につきましても、実は昨年の十二月に割賦販売法の改正が施行されてからかなり規制が厳しくなっている面がございます。先ほどの貸金業等規制法と同じように割賦販売法の四十二条の三で過剰販売の禁止というような条項も設けられておりますし、消費者の信用調査を充実するようになつておる規定もございまして、その面からは先ほどのサラ金事件と同じように減少する可能性もある、そういう要因が一つ考えられます。そういう点を考えてみますと、今後果たして今までほどに増加するかどうかということとはかなり予測が難しいところでございます。若干の増加は常識的には考えておかなければいけないと思えますけれども、そういう趨勢でございますので、こちらもう少し事件の動きを見守つてみたいと思つております。

○天野等委員 私も実は貸金業の状況はどういうふうになつておるかということで大蔵省にも資料を要求してみたのでございますけれども、何分貸金規制法が施行されてから時間的にまだ間がないということ、登録業者等の件数は調べがたいのでございますけれども、取扱高の変化ということではまだはつきりとした数字が出てきておらないようでございます。しかし、貸金業者の、今度の新法になつてからの改めでの登録の状況を見ましても、昨年の十月末段階で三万三千七百七十四、ことしの一月末段階で四万五千五百九というふうな件数になつておるようでございます。これは大蔵省に聞いてみますと、いわゆる銀行から信用金庫までの通常の金融機関の数は約二万ぐらいただということでございますから、その倍以上の貸金業の登録がなされておるわけでございます。消費者信用自体は恐らくこれからは十分立つわけがございまして、その中で貸金業者がかなりのウエートを占めておるという状態はそうは変わつていかならぬと思つておる。また、いわゆる金融業者からの融資を受けられない人たちが貸金業者というところに駆け込むわけですから、そうなるべくと当然トラブルの数もいわゆる金融機関とのトラブルに比べたら比較にならないわけでございます。それから、そういう点からも、確かに一時のような形ではふえないかもしれないけれども、今後減少するということとはなかなか考えられないのじゃないかというふうな気もするわけでございます。

それから、いわゆるクレジットの販売信用ですか、これもちょっと大蔵省の方から私、資料ももらつてみたのですが、業者数はそんなにふえていない。クレジットカードを使った割賦あつせん業者が五十五年で百十五、五十七年に百二十四、五十九年に百二十八というふうになつておる。ところが、取扱高を見ますと、これは毎年ウナギ登りに上がつておる。私も資料を見て驚いたのでございまして、五十五年に十兆八千二百四十七億、五十六年に十一兆九千三百二十五億、五十七年に十三兆五千八百七十八億、年々一兆円を超える増加額でございます。これは販売信用で

す。それから、そのうちの信販会社、これが一番事件としてはなるケースだと思つておる。信販会社が介在する取引の信用供与額というのは、これは五十五年で三兆五千五百二十億、五十六年が四兆五千四百三十九億、五十七年で五兆五千八百四十四億、これもまたもう大変な額でございます。やはりこういう状況を考えましたときに、今後裁判所に出てくるこの手の件数が減つていくということは、私はこれは到底考えられない。もちろん規制等が種々加えられておるということはあるとしても、やはりこういう状態が小さくなつていくだろうということは恐らく考えられないんじゃないかという気がするわけでございます。

その上で今度の裁判所の定員法ですね。従来の裁判所というものと、この消費者金融なりあるいはクレジットなりというふうなことが社会的な事実になつてきている状況のもとでの裁判所の仕事というものが量的に非常に多くなつておるが、質的にも少し変わつてきているんじゃないかという気がするわけでございます。その一番大きなあらわれは、同じこのいただきました資料の中で、二十六ページに、五十六年から五十八年における地方裁判所の破産事件新受件数、五十六年に三千二百二十一件だったものが、五十八年には何と一万七千八百七十八件、これは五・五倍以上でございます。四五五%の増加率。これはやはり裁判所の姿というものが今少し変わつておるんじゃないかという気がするわけでございます。それに対応した人的配置なり何なりというものをここで考えていかなきゃならない時期に來ているんじゃないか。その点で私は、どうも今回の裁判所の定員法がやはり新しい事態に対応し切れていないんじゃないかという気がしてならないのでありますが、この点いかがでございますか。

○上谷最高裁判所長官代理者 ちょっと民事の観点から、先に私の方から御説明させていただきます。ただいま御指摘がございましたとおり、私どももいわゆる消費者信用関係の事件が急激に減少す

るといふふうで考えているわけでは決してござい
ません。ただ、今後も今までどおり同じような傾
向で増加が続くか、あるいはある程度ならかな
線を描くかについて、まだ見通しを持ち得ていな
い。やや減少の方に向くか、その辺の見通しが十
分持てていない、そういう趣旨で先ほど申し上げ
たわけでございます。

それから破産事件の方も、今御指摘のとおり急
激に増加しておりますが、これが大部分がいわゆ
るサラ金自己破産でございます。それで、破産事
件が対前年比で見ますと極めて激増しております
ことの原因の一つには、もともと事件数が非常に
少なかったということもございまして、いわゆ
る伸び率そのものからいって裁判所全体の事務処
理量に占める割合というものは必ずしもそう大き
くはないということをお説明させていただきたい
と思うわけでございます。

そして、事件処理という観点から申しますと、
先ほど総務局長から説明がございましたとおり、
クレジット関係の事件につきましては、いわゆる
督促支払い命令事件、あるいはまた訴訟になりま
しても欠席判決率が非常に高うございまして、と
それからいわゆる定型的な処理に親しむ類型的な
事件でございますので、事件の増加そのものが事
務量の増加と直接並行するものではないというこ
とでございます。それから破産関係も、先ほど申
しましたとおり、いわゆるサラ金自己破産が多う
ございまして、裁判所の処理といたしましてはい
わゆる同時廃止ということと終わる事件が年々増
加しておりますので、裁判所として事務の増加が
あることはもちろんでございますが、事務負担が
この事件の増加そのままにスライドしているわけ
ではない。事務局の立場からはそういう一点一応説
明させていただきたいと存じます。

○天野(審)委員 私は、だから裁判所の仕事にも
質的な変化が来ているのではないかと申し上
げたいんです。今、欠席判決が多い、サラ金
関係の事件あるいはクレジット関係の事件、欠
席判決が多いという話がございましたが、その場合

に負担が比較的軽くて済むのは裁判官それから調
書をつくり出す書記官、それは比較的少なくて済
むかもしれません。しかし、送達その他の関係の
事務についていえば、これは確実にふえるわけ
です。それから、この破産事件につきましても、そ
ういう点で裁判官の手を煩わすという意味でい
えばなるほどそれほどの事務量の拡大はないか
も、しかしそこでもって行われてい
る事務官の事務量の増大は、これは物すごいも
のだということ、これは恐らく現場を知ってい
らるからよくおわかりだと思っております。

私、午後からちよつと私が調べました現場の状
態をもとにして少しお尋ねしたいと思つておりま
すけれども、この事件増、これは裁判所の事務量
はそんなにふえないんだというふうで考えてい
らつしやる事務量というのが、裁判官の仕事とい
うことだけをむしろ中心に考えていらつしやるん
じやないか。今回のこの定員増についても、裁判
官九名の増、私はもちろんこの裁判官九名の増が
悪いなどと言つてはございせん。もつとふ
やさなければいけないんじゃないかと私は思つて
おりますけれども、しかしその中で一番この事件
増の影響を受けているはずの裁判所事務官、ここ
が減らされていくということは、少なくとも増員
という点で余り考えてもらつていないというの
が今度の定員法の現状じやないかと思つてすね。
私はそのところで、やはり裁判所というものが
そういうかなり定型的な事務量としても非常にふ
えてきていますとすれば、やはりそれを扱ふ人た
ちというものが当然これはふえていかなければなら
ない。そのあれにこの程度の数字で追いついてい
くのかどうか。私が聞きました実際のあれは本
当に大変な事務量で、毎日二時間の残業もしな
ければならぬというふうな状況もお聞きして
おります。そういう現状を踏まえた上での裁判所の定員
についての御配慮ということをやはり強く要求
したいと思つております。

確かにこの定員法、中曾根さんの臨調行革路線
には大変素直に乗つていらつしやつて、優等生

なつくりかもしせんけれども、しかし、それ
ではやはり裁判所職員あるいは裁判所に対して新
しいニーズを持つている国民の要求にこたえ切れ
ないのじやないか。あの臨調行革というふうなも
のが出された時点で、こういう裁判所の急激な事
件増というものは予測できなかった時期ではな
かつたらうかと思つております。やはりこれはもう一
遍、政府に対しても、一律の定員削減というよう
なことについて裁判所としては見直ししてもらわ
なければならぬことがあるのじやないかと思
うのでございますが、いかがでございませう
か。

○山口最高裁判所長官代理者 天野委員御指摘の
とおり、非常に事件が増加しております。先
ほど申しましたように、事件の増加ほど負担は
ふえていないというようには申し上げましたけれ
ども、確かに送達等に関連いたします事務は数字
に見合うだけふえるわけでございませう。

そこで、先ほどちよつと申し落としておりまし
たけれども、特別送達の場合、不送達になります
と御承知の還付料の支払いの制度がございませう。
これが大変手間がかかるわけでございまして、私
どもかねてから郵政省に対して還付料の制度
を廃止できないものであろうかというように御相
談いたしておりますところ、今回、今国会に提
出されました郵便法の改正が実現いたしますと
と、還付料の制度がなくなりませう。そのことによ
りまして、送達事務の面では非常に省力化できる
わけでございませう。

事件がふえておりました、その状況は主として
大都市並びに各県庁所在地の裁判所でございます
。その裁判所の中でも、民事と刑事と比較いた
しますと、刑事は比較的余裕がある。それからそ
の周辺の裁判所と比較いたしますと、周辺の裁判
所も比較的余裕がある。したがって、人員の
適正な配置を図る、あるいは先ほど来申して
おりますような事務の合理化、簡素化を図つて
さらには能率器具、OA機器を活用するとい
うことによりまして、ある程度の対応ができるわけ

でございます。
増員の枠につきましては、やはり私もといた
しましても、現在日本が置かれております財政事
情というものにつきましても配慮しなければなら
ない。他面、裁判部門につきましても、適正迅速
な裁判の実現という使命を果たすために、ここは
削ることができないわけでございませう。したが
いまして、司法行政部門を削つて裁判の方へ振り向
けて、裁判の運営に支障なきを期したいというこ
とでこれまでやってきたわけでございませう。

今後の事件の動向、今後の見通しにつきま
しては、先ほど民事局長が説明したとおりでござ
いませうが、私どもといたしましては、将来の動向を十
分ならみながら、来年度以降も必要な増員には努
めてまいりたいと思つております。

○天野(審)委員 私は、その点で、これは法務局
の登記関係の事件の爆発的な増大というのは、あ
の区分所有の施行を機に、法務省も恐らく予想さ
れなかつたような爆発的な事件数の増大であつた
のじやないか。それが今度提案されます登記特別
会計なり、あるいはコンピュータ化の法案に
なつていったらと思うのでございませう、そういう
点について裁判所としても今後の事件の動向とい
うようなものを見定めたい。この増加は、とにかく
もう二年、三年続いているわけですから、今後の
見通しとして、増加率は多少鈍るかもしれない
が、そう減るだらうという見通しがあるとは思
えない。というところで、やはりもう一遍根本的な検
討を必要とする段階に来ているのじやないか
と考えるわけでございませう。今回の定員法でどう
いう問題でございませうけれども、今後の問
題としてやはり裁判所が、どういふふうな方向で
事務量もふえ、国民の要求もふえていくのかとい
うことを見通した上での職員配置というものを考
えていただきたいと思います。

その点で、実は裁判所に勤務しております職員
組合の皆さんの方からの最高裁判所に対する増員
要求というふうなものも出て、いろいろ話し合

も行われていると私も聞いておるわけでございますけれども、その点に入りますと少し時間が切れましても、割愛させていただきます、午後の冒頭からその問題をさせていただきますと思います。それでは、とりあえずここで。

○片岡委員長 午後一時再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後零時七分休憩

午後一時六分開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。天野等君。

○天野(等)委員 午前中も少し申し上げましたけれども、裁判所の職員の定数といいますが、現在員数といった方がよいと思うのですが、各裁判所ごとに全司法労働組合の方で増員要求を出して、最高裁の事務総局の方と話し合いを進めていかれたという経過があったと思うのでございますが、今度の定員法の中で、全司法労働組合の方で出しております要求がどういう形で考慮されてきているのか、その辺をまずお伺いしたいと思います。

○山口最高裁判所長官代理者 職員団体から、事件増の状況を踏まえてかなりの数の増員を要するように入力されたことは事実でございます。

私もといたしましては、まず下級裁判における事件の増加状況、それから現在の事件の処理状況、さらには事務の処理の合理化、効率化の程度内容、それに要する能率器具の利用状況という裁判所における事務処理全般、さらには給源の確保、そういうふうな点も考慮いたしまして、かつまた一方では、そのような職員団体の要求をも勘案しながら、適正迅速な裁判を実現する上で相当と考えました人員の増員を要求しているわけでございます。数字の面から申しますと、職員団体の

要求するところと今回増員をお願いしておりますところとはかなりかけ違っておりますけれども、職員団体の要求の趣旨の期するところも、結局は事件増の中で職員に過重な負担を課することなく、適正迅速な裁判の実現に配慮すべきであるというところにあるのではないかと考えております。その点につきましては、今回私どもがお願いしております書記官等四十名の増員措置というの、ある意味では職員団体の要求にこたえているのではないかと考えております。

○天野(等)委員 確かに数字の上では大変大きな開きのようでございます。これは昨年の五月二十五日に職種別の増員要求ということで全司法労働組合の方から出された数でございますけれども、一部、要求未確定というような裁判所もございまして、また、この数自体は、実はいわゆる定員という考え方は現在員ということでの要求のようでございますので、欠員補充の部分も入っておりますかと思うのでございますが、ただ、数としまして、書記官でもって五百二十二名、事務官で五百十二名、タイピストについてもやはり六十八名の増員、その他いろいろな職種がございまして、全体として千五百二十二名の増員要求というふうな数が出てきているようでございます。この中には欠員補充という数がかなりあるといたしまして、現場で要求している数と今回の四十名という増の数の間にはかなりの開きがあるのではないかと。

その点で、私、一つ具体的な例で調べてみた数字があるのでございますが、これは盛岡簡裁のごとでございます。事件増と職員増との関係は、どういふ関係になっているのかということ調べてみたのでございますが、これは一応盛岡簡裁の方からお聞きをした状況でございます。五十七年度、まず事件数の推移でございますが、八号事件、一審事件でございますが、それが、訴訟事件が六百十二、それから調停事件が千七百七、それから口号の督促事件が千六百十八というのが五十七年度の数字で、五十八年が、八号の訴訟事件が千二百

十九、ノの調停事件が四千三百七十九、口の督促事件が二千二百二十五、それが五十九年度は、訴訟事件は千五百七十一、調停事件が三千四百四十八、督促事件が二千八百六十四というふうな推移をしていようでございます。これを見ますと、やはりこの盛岡簡裁でも一番の訴訟事件が五十七年から五十九年までの間に二・五六倍という増でございます。昨年と比べまして二八・八%の増といふような形でございますけれども、督促事件はやはり五十七年と比べますと七七%の増、昨年と比べまして三・四・七%の増ということになっております。調停は確かに、先ほど民事局長の方からお話の中にもございましたように、五十八年あたりが一つのピークだったようでございます。サラ金問題について調停をどう使うかということが弁護士会等でも問題になったこともございまして、ただ、これがなかなか実際機能しないということも調停は少し減ってきているのじゃないかという感じがいたします。

この事件数の推移に応じて、それでは職員数がどういふふうに変わっているかといえますと、実は、五十七年度は課長一人、主任書記官一人、書記官三名、廷吏一名、事務官二名、タイピスト一名という構成でございます。五十八年度に事務官が一名だけ増員されました。そして五十九年度さらに事務官が二名増員されました。現在事務官が二・五六倍という中で、ふえましたのは事務官が三名というだけでございます。督促事件にしましても、七七%というのは本当に倍に近いぐらいの事件数になってきているわけでございます。特に督促事件なんかは主に処理いたしますのは書記官、事務官というところでの処理、確かにその点で事務官の増といふことはお考えになってはいるんだと思っておりますけれども、やはり大変な苦勞を現場の職員の方々がなさっているんじゃないかというところがここからもうかがえるわけでございます。

一カ月四十時間ぐらいの残業を消化しなきゃならぬ。そのほかに休日出勤、それから書記官特有のことだと思えますが事件の持ち帰り、自宅でもって仕事の処理をする。それも、ある書記官の方なんか、持ち帰りだけでも四十時間ぐらいの持ち帰りがあつた。これは、はかり方がなかなか難しいとは思いますが、実際、非常な残業をしながら処理をしていることだと思ふのです。それで、こういう残業をしなければ事件処理がいかないということ、しかも五時から七時まで二時間の残業が常態になっているというこの状況をこのまま維持していつか、それが正常な状態なのかどうか。この辺のお考えをお聞かせいただけます。

○山口最高裁判所長官代理者 盛岡簡裁におきまして非常に事件が増えまして、職員がかなり負担過重になっているという点は御指摘のとおりでございます。私どもも急激な異常な事件の伸びに留意いたしまして、なかなか人員の増加というのには即応できない面もございまして、今御指摘のように逐年増員はしておるわけでございますけれども、足りない点につきましては同じ盛岡地裁あるいは簡裁の中で比較的余裕のある部門から応援態勢等を取りまして、何とか事件処理に対応してもらおうようお願いしてきたところでございます。

全国的な超過勤務の実態につきましては詳細承知しているわけではございませんけれども、若干の庁を調査いたしました。例えば地裁の破産執行、簡裁の民訴、調停等、事件が特に著しく増加していると思われる幾つかの庁、これは盛岡も含まれるわけですが、ある程度超過勤務の状況があるようでございます。多いところでは部門によりまして一日一人当たり二、三時間という庁もありまして、概して申しますと週一人当たり二、三時間という状況でございます。全員が残業を行っているわけでもございませんで、特定の部門に限られるようでございます。今後、比較的事務処理に余裕のある部門から人員

を配置がえするなりいたしまして、あるいは応援態勢をとる等の措置がとられるよう指導に努めてまいりたいと思ひますし、事件数を見ながら所要の措置も講じたいと考えておるところでございます。今回の増員がお認めいただけます場合、盛岡につきましても相応の手当てはしたいと考えておるところでございます。

○天野(等)委員 残業等の状況なんですけれども、私もちょっと話を聞いて驚いたことがあるのですが、それは、大体いつも五人ぐらいの方たちが七時ぐらいまでは残業している。ところが、裁判所の暖房は五時で切れてしまう。その後は暖房がなくなってしまう。それで部屋に石油ストーブ二つ持ち込んで暖をとるが、残業を続けている。地域的にいいにしても盛岡あたりの寒いところでございますから、なかなかそう簡単に暖まるわけでもない。暖まってきたと思うと七時ぐらいです。暖まらなければならぬということになってまいります。そういうようなことで、人員増を抑えている、それを残業で何とか手当てをしながらか事件の処理を進めていく、そういう状況の中で職員の人たちの健康の問題というふうなものや、はり心配になるわけでございます。もちろん全館暖房だろうと思ひますから、なかなか暖房完備というふうにはいかない点もあるのかもしれませんが、やはりこういう寒い状況として何かお考えいただけるような点がないのか。また、こういう冷暖房というふうなものについての具体的な処理は各地裁ごとに任されているのかと思ひますけれども、やはりそういう点での予算の手当てという問題も考えていただかなければならぬ。いんじやないかと思ひますが、こういう点について最高裁の方でどういふふうにお考えになつていらつしやるか。

でございませう。これに要する経費、光熱料あるいは燃料費等はその庁の過去の実績を踏まえまして配分をしておるところでありまして、その経費が不足するために寒い思いをしなければならぬというふうなことはないのではないかと思つておられるのであります。ただ、全館暖房の場合に五時に暖房を切るという扱ひは、これはかなりのところで行われておると思ひます。これは経費の観点から点からもそういうことにならざるを得ない実情にあるのであります。そういうふうなところで御指摘のような石油ストーブで補うということでは十分であるかどうかということについて詳しい実情は把握しておりませんが、職員健康にかかわるようなことになつては大変でありますので、そういうことがないようにしていかねばならぬと思ひます。基本的にはやはり残業なしに時間内で事務が処理できるという体制をつくつていただく、そのための人員の配置というふうなこともやはり考えていただかなければならぬ、そういうことだろうと思ひます。ただ、私が申し上げるのは、やはり人員を抑えればそれなり、そういう残業というふうなものに附属しての経費もいろいろかかってくるのじやなかるか、そういう点の総合的な観点も必要になつてくるのじやないか。それから、OA機器の導入という点についてもそれなりのかかりの費用を必要とすることだといふふうな場合に、そういう機器類に頼りながら裁判所の運営をしていくという方向が正しいのかどうかということもまた考えてみなければならぬのじやないかと思ひます。御指摘のとおりと申しますのは、裁判所の職員の場合にはある人数が確保されていれば、今もお話の中にしばしば出てくるのですけれども、忙しい庁に応援に行くとか、それからその他相談業務というふうなことにも人を割いていけるというふうなこともできるかと思ひますけれども、これをきちきちの人員

にしてしまふということになると、そういう突発的なものについての支援の態勢というものがなかなか難しくなつてくるのじやないか、そういう点での人間の余裕というふうなものややはり十分考へておいていただきたいという気がするわけでございます。今回の定員法で不十分な点についてはぜひともまた御検討いただきながら全体としての定員の配置ということを考えていただきたいと思ひますが、一応そういうことで定員の問題についてはここで終わります。

次は、これはあるいは冒頭に御所見をお伺いするのが妥当だったかと思ひます。いろいろな事情で後になりましてございませう、昨日も実は法務大臣に、再審によつて一たん死刑が確定した方たちが一転して無罪ということでご救われたこの事例について法務大臣としてどういふふうなお考えをお持ちになつておられるかというところをお聞きしたわけですが、この点については私はやはり最高裁判所としても裁判所全体といたしまして一つの問題ではなかるか、こういう誤判事件あるいは冤罪事件というふうなものがないか、今後なくしていくことができるか、こういう点について最高裁判所としてはどういふふうなお考えをお持ちになつていらつしやるか、ひとつ御所見をお伺いしたいと思ひます。

○勝見最高裁判所長官代理者 無事を罰してはならないというところは刑事裁判の鉄則であることは申し上げるまでもないと思ひます。一線申し上げられた証人を傾けて検討して慎重に事実認定をしているというふうな信じているものでございませうけれども、御指摘のように、昨年相次いでいわれる再審無罪、そういう事態が発生いたしました。私どももいたしましては、こういう事態を深刻に受けとめておるところであります。昨年六月の高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長会同におきまして寺田最高裁長官からの訓示がございましたけれども、その中でもいわゆる再審無罪のことについて触れてい

るわけでありませう。こういう事態を契機といたしまして職責の重さというものを改めて認識して自己研さんを積み、かつこのような事態を再び起こさないように裁判する努力を傾けたい、また一線の裁判官はそのように考えているというふうな信じております。

なお、具体的な方策ということでございますけれども、昨年度の刑事裁判官の会同におきまして、事実の認定というテーマを中心としたしまして全国の裁判官方が集りましていろいろ意見を交換し、最高裁の方からも意見を申し上げたところでありませう。今後ともこのような機会をつくりまして、お互いの切磋琢磨ということを通じて、先ほども申し上げましたようにこのような誤判のないことを期待したいというふうな考えでございます。

○天野(等)委員 実は、一昨日の法務委員会で、法務省の方ではこの免田、財田川、松山という三つの無罪事件について、最高検を中心にして具体的にどういふ点が冤罪事件の原因になつてきているのかという点での反省的な検討を加えるというふうなお話があったわけでございますけれども、やはり最高裁判所としてもそういう具体的な事件に即した検討をなさる、そういうおつもりがあるかどうか、その点いかがでございますでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 私どもの立場といたしましては、天野委員御承知のとおりだと思ひますけれども、具体的な事件につきましまして具体的な資料を検討して、過去になされた裁判がどうであったかということを検討する立場にないということだけはひとつ最小限度御理解いただきたいと思ひます。

しかし、いづれにいたしましても、先ほど申し上げましたように深刻な事態というふうな受けとめておりますし、いろいろな形で検討させていただいておるつもりでございます。

○天野(等)委員 (委員長退席、森清)委員長代理着席) もちろん裁判、裁判官独立でございませう。

でございますから、それを侵すような形での具体的な事件についての云々ということはないのだと思えますけれども、ただ私は、この三つの事件、非常に深刻な事件だと思わなければならない。その中で最高裁判所には規則制定権、一種の立法権を持つておられるわけでございますし、やはり何か裁判における具体的な手続その他で、冤罪防止という点で考えていかなければならないような点の有無についての検討というようなものについてなさるおつもりはないだろうかということについてはどうでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、裁判所には規則制定権が与えられております。刑事訴訟規則の範囲内で誤判防止のために果たしてどういふいわゆる立法ができるかどうかということについてはもちろん検討すること、ないし的確な対策があればそういういわゆる立法をすることにいはやぶさかではございませんが、いろいろな問題点があるようでございますので、刑事局長から答えさせていただきます。

○小野最高裁判所長官代理者 たいまつ事務総長からも申し上げましたように、私ももう一回再審無罪というようなことを契機といたしまして、裁判官にお集まりをいただきます。これは会同だけではなべていろいろな研究会その他の機会を通じてまして検討を重ねるところでございます。誤判というようになことにつきまして特に刑事裁判官としての責任は非常に重いと認めておられるところでございますが、私も今考えておられますところは、これは何とかして要するに審理を充実するんだ、私も裁判官としては法廷に出された証拠、それを十分に慎重に正しく評価するということ、これに尽きるのではないかと。そうしますと、こういう何年もたつてから新たな証拠が出るというようなことはなくて、何とかして第一審、少なくとも事実審の段階までにそういう証拠も提出していただく、そして私も

はそういう証拠を慎重に検討する、正しい証拠評価を行うということに尽きるのではないかと。ただいま訴訟規則のお話いろいろございましたけれども、訴訟規則では審理の充実については今までいろいろ改正などを重ねてかなり充実しているように私も考えておるわけでございまして、要は今あります刑事訴訟規則の精神を受けて、それを活用して、それを何とか実行することにあるのではないかと。それから、私も何か今ある規則を活用していくことがまず先決ではないか、このように考えているわけでございます。

○天野(等)委員 刑事訴訟規則あるいは刑事訴訟法についても言えることかもしれないので、本来的には例外的な事項であるはずのものがむしろ原則になってしまつていくという形がむしろ刑事訴訟法あるいは規則が運用されている部分があるのではないか。一番大きなものとしては自白とか供述調書の証拠能力の問題とかそういう点で、原則は原則、例外はやはり例外的なものだということも観念をもつて裁判全体で貫いていただくことが誤判の防止につながっていくのではないかと。このように考えるわけですか。この点でもやはり刑事訴訟規則の遵守ということをお願いしたいわけですが、反面で審理が非常に急がれる、特に裁判官の持つておられます事件数がかなり多いということもあるかと思つて、審理が急がれる、それでどうしても例外的であるはずの書面審理がむしろ通常の形になつてしまつてしまつてしまうかという点で、どうも例外的ではないかというふうな気がするわけですね、そういう点で刑事訴訟規則については特に裁判官の確保といふべきか、そういう点も一つの重要な問題になつてきているのではないかと考えますか、いかがでございますか。

○小野最高裁判所長官代理者 私どもも考えますのに、今仰せのとおり法廷において証拠を取り調べる、法廷において心証をとるといふのはただいまの訴訟法のまさに原則、基本でございます。私どもかねてから審理の充実ということでお集まりいただき、御協議いただいているだけでも、これは十年か二十年にもなるかと思つて、それはまさにそういうことであつて、法廷が書面の受け渡しの場になるかという点ではないか、最近ではかなり、何とか法廷で心証をとるといふ方向でやるのが本当の刑事裁判の姿であるということでお、そういう方向に向けて実行していただくようをお願いしているわけでございます。

ただいまお話ございましたけれども、事件が多ければ多いほど法廷の時間はむだにしない、家に帰つてゆつくり記録を読めばいいんだというようなことではなくて、法廷でまさに書証の告知、要旨の告知というものを徹底していただく。それは当事者の告知の仕方というふうなものもいろいろ検討していただく、要領よくやつていただく。ことによつてかえつて審理の促進も図れるというふうなことを考えているわけでございます。決して促進が先だということに考えているわけはございません。常々とにかく審理を充実しなければならぬ、それが先だということ、それがまた促進にもつながるといふふうなことを考えているわけでございます。

○天野(等)委員 その直接主義という点も含めてですけれども、私、きょうは陪審制度というものを、誤判防止といふよりも冤罪をなくすという面からあるいは裁判を国民の身近にというそういう観点から陪審制度というふうなものについてもう一度考えてみる、そういう必要がないんかというふうな気がするのでございまして、法務省の方としてはこの陪審制度、この法務委員会で何回か問題になつたことがあるかと思つて、こういう冤罪の防止、特に死刑から無罪へというふうな事例の中で陪審制度というものについて考えてみる、そういう余地がないものかどうか、いかがでございますか。

○寛政委員 天野委員御承知のように、陪審制度、主として英米で発達した制度でございます。我が国におきましても、大正十二年に陪審法がござましてその後一時期施行されたわけですが、昭和十八年以後は停止されて今日に至つておるわけでございます。御指摘のように、最近誤判防止というふうな観点から、陪審の採用あるいは少なくともその検討というふうな主張が法律家の間その他でなされていることは十分承知しておりますし、それに対して、私も私もあつても関心を持つておるところでございます。確かに陪審制度が国民と裁判を身近にするといふことは、国民と裁判を結びつける方法として一つの一定の意義を有するということももちろんでございます。二、三申し上げてみますと、昭和十八年に至るまでの間陪審法の実績が我が国では余り上がらなかったということ。その運用の実態を見ましても、ある時期は年間百件を超えた時期が一年だけございまして、おおよそその後は、昭和五、六年ごろは五十件前後になりました、昭和十三年以後は四件とか一件とかということぐわすかの数で推移しておるということも、どうもその陪審は我が国に定着といふよりも実績、機能は余りなかつたのではないかと考えるわけでございます。

それからその後、停止をいたしましたからもう四十年ぐらいたつておるわけでございますが、その間陪審制度なし、現行の制度で我が国の刑事司法が運用されておるわけでございます。現在我が国の一般国民感情としてこれに積極的な関心を持つておるかどうか。例えてみますと、私あるいは天野委員も御同様だと思つて、陪審というものは書面上の上でしか存じておられません。全く身近に経験したことがないわけでございます。外国の映画等で見るとは身近なものとしてございまして、それについては身近なものとしてどうも考えにくいという感じがございまして、感じだけで物を言うわけではございませんが、問題点としては国民の間にもそういう関心が深まっているとはどうもまだちょっと思えない。

それから、もちろん陪審制度をとるとなりま
と、人的な、物的集中審議になりますから、いろ
いろな設備が前提になりますし、またその定期
間シャットアウトするというので、犯罪報道、
新聞等マスコミ等から完全に遮断する、そういう
ことも考えなければならぬ、いろいろ設備、前
提が必要になってまいります。

それから今の職業裁判官だけによる裁判制度と
比べて、陪審制というものがどういふような積極
的な利点があるか、利点がある反面、マイナスの
点もあるのではないかと、私も考えてみなけ
ればならないと思います。誤判の防止というこ
とに關して申し上げてみても、刑事裁判におけ
る事実認定、これは犯罪という非日常的な歴史的
な事実、これを複雑に錯綜した証拠を通じ、経験
則によつてそこから真実を認定するというわけ
でございますので、これがいわば素人の陪審よりも
職業裁判官の方が適切な判断がなされるのではな
いかという考えもあるかと思ひます。

それから、陪審制度を導入した場合、諸外国の
例にもございますけれども、事実認定に關しては
一番限りというのがほとんどの制度でございま
す。現行の日本におきますように刑事事件に關し
て三審、最高裁も入れますと三審という慎重、丁
寧な制度でございまして、これを一回限りとい
うことになる、果たして国民感情あるいは誤判防
止という観点から適当かどうかというようなこ
とをいろいろ考えますと、難しい面があるかと思
ひます。しかし、現に諸外国でも行われているこ
とでもございまして、どういふ利益あるいは不利
益があるのか、我が日本で採用する余地があるの
かどうか、基礎的な点の研究は今後も続けてまい
りたい、このように考えております。

○天野(等)委員 確かに日本の陪審法が総件数が
少なかつたといふことは言われるわけですが、限
定づきのあれで、法定陪審にせよ、請求陪審にせ
よ、法定刑のあれによつて陪審事件にかかる事件
というものが限られておつたといふこともあつた

かと思ひます。

ただ、実は最近、日弁連で昨年十二月に機関
紙で陪審の特集を出しております。それを讀みな
がら感じたのでございましてけれども、ここに載つ
ております論文の中に、日本の陪審法十四年半の
実績の中で、総件数が四百八十三件、陪審裁判を
受けた人員が六百十一名、そのうち無罪になつた
者が九十四名、一五・四%あるのだ、無罪率が同
時期の一般刑事事件は大体一・二ないし三・七%
ぐらゐだつた、そういうことと比較してみても、や
はり陪審無罪率というものが非常に高い。これは
もとは何か最高裁の事務総局の一明治以降裁判統
計要覽」からの統計のようございましてけれども
も、もちろん、無罪率が高いといふことだけが
いといふわけではありませぬけれども、私、これ
は陪審の場合の直接主義といひますか直接主義
が、陪審の場合にはとにかく實際の原則として
も、また運用上もかなり確実に行われていくとい
ふことになるのだらうと思ひますが、そういう点
から見て、やはり刑事裁判の中の運用としての
直接主義の強化といふような点が、これからの刑
事裁判にとつても必要なじやないか。その一番
はつきりあらわれてきているのが陪審制度とい
ふような形、それと同時に、そこに素人を入れて、
素人の感覚で証拠等を吟味して、それで結論を出
していくといふ、納得させる裁判といひますかそ
ういふようなものが陪審裁判といふようなもの
はあるんじやなかるうか、それがやはり裁判を國
民の身近なものにしていくといふ点で大きな意味
があるんじやなかるうかといふような気がするわ
けです。日本の陪審法が成功を見なかつたからと
いふことだけで日本には陪審制度はなじまない
だといふふうには言えないのではないかと。陪審員
の問題にしましてもかつての陪審法、かつての
いひますか、今停止されておるわけですから現
には法としては存在しているのかもしれない
が、陪審法、いろいろな制限もありますし、これ
を改めて民主的な観点から考えてみるといふこと
も必要になつてくるんじやなかるうか。裁判所と

いふものをもつと国民の身近なものにしていくた
めにも私、必要になつてくるような気がするわけ
で、その点での御検討をぜひともお願いしたいと
いふふうにするわけですね。この点については、裁
判所自体としては裁判制度といふものについては
云々できないのかもわかりませぬけれども、いか
がお考えですか。

○小野最高裁判所長官代理者 この問題は立法論
でございますので、ちよつと立場上差し控えさせ
ていただきますが、私も刑事局といたしまして
も、かつてから陪審制度といふものについては研
究を重ねていろいろ研究をしていただいたと
いふこともありまして、昨今ではいろいろな文獻
といふようなものも検討は続けていられるところ
でございます。

○天野(等)委員 国民のための裁判所という観点
で考えてみますと、もう一つ大きな問題は簡易裁
判所の問題かといふふうにご考へられます。それ
で、時間もあつたわけでございますけれども、簡
易裁判所の問題について二、三お尋ねをしてみ
たいと思ひます。

簡易裁判所の問題について、いわゆる適正配置
といふ考え方からこの簡易裁判所の問題が取り上
げられていく、それも確かに一つの問題だと思
うわけですが、それも前に、簡易裁判所とい
うものがどういふふうな役割を担つていられるもの
か、また期待されているものなのかといふこと
について最高裁判所としてどういふふうにお考へな
のか、この辺からひとつお聞かせいただきたい
と思ひます。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所につ
きましては、天野委員先刻御承知のとおり、比較的
少額、軽微な事件を簡易な手続で迅速に処理をす
ることを目的として設立されたものでございま
す。特に費用が低廉で非定型的な手続で紛争の解
決ができる調停手続といふものを主として担当し
ている、いわば国民の親しみやすい、利用しやすい
裁判所といふ性格を持つていようかと思ひま

す。そのような性格に相応するような機能を簡易
裁判所は果たさなければならぬといふように考
えております。

○天野(等)委員 確かに地方裁判所とは一味違
う性格を簡易裁判所といふものは持つべきものだ
らうと思ふのですが、そう考へた場合に、簡易裁判
所の規模といふものについてどのくらいか、どう
いふふうな規模が必要になつてくるだらうか。現
在一番小さいのは二人庁でございますかあるかと
思ふのでございます、一人庁は論外といたしまし
ても、ある程度の規模といふものが必要になつて
くるものなのか、あるいは二人程度のものでもや
りようによつてはやつていけるものなのか、この
辺についてはいかがお考へてございませうか。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所にお
きまして、一定の事件数があることを前提にいた
しますと、最小限の規模といたしましては、書記
官、事務官、廷吏、この三人が必要になつてこ
うかと思ひます。ところが現実問題として二人庁
といふものがございまして、あるべき姿からいた
しますと決して好ましいわけではございませぬけ
れども、一定の人員を全国的に配置いたします場
合、事務量に応じて、事件数に応じて公平に配
しなればならぬわけでございます。極端に
事件数の少ないところではそういう観点から二人
庁といふものも設けざるを得ない、やむを得ない
事柄であらうかといふふうにご考へております。

○天野(等)委員 事件数に応じた規模といふこ
とはもちろんなるんだと思ひますけれども、一応
三人程度の職員が配置できれば簡易裁判所とし
ては機能していけるといふふうにお考へてござい
ませうか。

○山口最高裁判所長官代理者 簡易裁判所の職員
の適正規模と申しますのは、非常に難しい問題で
あらうかと思ひます。例えば理想的に申します
と、刑事、民事あるいは督促、さらには調停とい
うような幾つかの部門がございまして、それぞ
れ専門の職員を配置するといふのが望ましいかも
しれませぬけれども、やはりそれは事件数その他

との見合いで考えなければならぬわけでございまして、三人が適正であるというように申し上げているわけではございませんで、必要最小限度は三人であるというところでございます。

○天野(等)委員 そうすると、事件数がそう多くないというふうな考えの場合には三人程度でも民刑両方を処理はしていけるだろう、そのほかに、これは裁判官は別でございますか、あるいは裁判官を入れてでございますか。裁判官を入れて三名か、裁判官を入れなくて三名ということなのか、その辺もちょっとお答えいただきたい。

○山口最高裁判所長官代理者 たいだい申し上げましたのは裁判官を除いて三名ということでございます。これはごく小規模の裁判所の場合ということであります。二人庁の存在はやむを得ないものとしてはございませぬけれども……。

○天野(等)委員 その場合に現実起こっている簡易裁判所問題というのは、ある点では、先ほど午前中にも申し上げましたけれども、都市部における圧倒的な事件増、そのおおりを真正面から受けている簡易裁判所というものが、それと同時に過疎といえますか事件数の非常に少ない簡易裁判所があるということになって一様ではないと思えますけれども、ただ、簡易裁判所本来の姿としては今日激増しているこの手の事件の処理ということも本来的に簡易裁判所としては考えておいていい姿だろう。本来的に簡易裁判所で扱ってちつともおかしくないもの、おかしくないと言ふと姿ですけれども、本来的に予定されているようなものだろうと思うのです。それが考えていたよりは非常に急激にふえているということが問題なんだというところでございまして、そう考えますと、やはり簡易裁判所のあるべき姿というふうなもの、今の事件増にも耐え得る、また非常に事件の少ないところでも住民の人たちの相談相手としての役割というふうなものも果たしていかねばならないんじゃないかと思えます。特に、事件が少ない過疎地帯というのにはほかに法律的な素養を持った人たちが非常に少ないというふうな

一般的には考えられるわけですから、そういう点で簡易裁判所の果たす役割というものも大きくなってくるだろうと思う。

そういう点も含めて、三人程度の規模で各地に、かなり人口の少ないところでも簡易裁判所をつくっていくことで簡易裁判所本来の使命が果たしていけるんだというふうにはお考えになりますか。

○山口最高裁判所長官代理者 裁判所の配置の問題は、やはり一定の社会事情を前提にして考えなければならぬ問題でございまして、現在、三人庁、二人庁、かなりの数がございましてけれども、戦後の社会事情の変化によりまして、その裁判所における事務量自体がかなり減少しております。庁舎の維持管理あるいは事件の処理に最小限必要な員数として三人、二人と配置するわけでございませぬけれども、事務量からいいますと、それでもかなりゆとりが出てくるわけでございまして、先ほど御指摘のございました大都市部の簡裁におきましては、非常に事件が増加してございまして、裁判所の機能全体として見ました場合、かなりむらと申しますか、ひずみが出てきているわけでございまして。そこで、現在の社会事情を前提にして見直せば一体どのような形になるであろうか、こういう観点から別途また考えなければならぬわけでございます。今ある姿が適正な姿であるというふうには考えていないわけでございます。

○天野(等)委員 簡易裁判所の問題と同じように、家庭裁判所の出張所ですか、この問題もやはり考えなきゃいけないと思うのです。といいますのは、最近の傾向としての離婚の増といえますか、そういうものがかなり目立ってきているのじゃないかと思うわけです。まずこの辺の離婚絡みの調停とか訴訟とかの事件の経過、どういふものか、推移はどうでございませうか。○猪瀬最高裁判所長官代理者 たいだいまの御質問は、家庭裁判所出張所についての御質問かと思えますが、家庭裁判所出張所に係属いたします事件は、委員御承知のように家事審判及び家事調停に

関する事務のみでございまして、その中で家庭裁判所出張所に係属するのは、甲類審判事件が八〇%以上超えておりました、家事調停につきましては比較的少ない状況でございまして、特に都市部のごく少数の出張所、これを除きますと、出張所の一般的な、平均的な事件の姿としましてはかなり少ない状況になってきております。

(森清 委員長代理退席、委員長着席)

○天野(等)委員 甲類事件でいいますと、結局、典型的に多いのは何が多いのでしょうかね。○猪瀬最高裁判所長官代理者 甲類審判事件のうちで、相続放棄、子の氏の変更等の事件が中心的なものでございまして。

○天野(等)委員 都市部では離婚事件、それから農村部といいますが地方へ行きますと相続関係の事件というものが、やはりそれなりに多いのではないかと、あるいは考えるわけです。そういう場合の相談相手といえますか、駆け込みどころとして家庭裁判所出張所の役割というものもやはり無視できないんじゃないか。離婚につきましても、私、ちよつと調べてみたら、ここ十年間で年間一万件から一万五千件ぐらいつつ年々ふえているというものが離婚の実数のごとでございまして。五十六年に十六万件、五十七年に十七万件、五十八年に十八万五千件というような形でふえている。当然、離婚に伴う財産の問題あるいは子供の問題、そういうようなことが法的な問題として出てきているんだらうと思うわけです。そういう場合にきちつとした相談相手としての家庭裁判所の役割というものは非常に大きいと思えますので、これらの点についても、やはり将来とも出張所の存在についてはなかなか無視できないんじゃないかというふうな考えでございまして。

また、法務省としましては、区検、区の検察庁、この辺の状況はいかがなんでしょうか。区検での取り扱ひの事件というのはどういうふうになっておられますか。○寛政府委員 御承知のように、区検察庁は検察庁法二条に基づきまして各簡易裁判所に対応して

置かれることになっております。そういうように置かれておるわけでございまして、その区検の検察官は、主として裁判所法三十三条一項二号に規定する簡易裁判所の事務管轄に属する犯罪、窃盗及び罰金以下の刑に当たる犯罪でございまして、主としてそういう軽微な犯罪の捜査を行います。それから対応いたします簡易裁判所の管轄に属する事項について公訴の提起、遂行、裁判の執行を監督するということでございます。いわば比較的軽微な犯罪については、刑罰法令の適正かつ迅速な適用実現ということを使命といたしておるわけでございまして。したがって、今申し上げました区検の機能を果たすに必要な人員を配置してその職務を全うしているところでございまして。

○天野(等)委員 どういう事件が結局多いわけですか。○寛政府委員 細かい統計資料を持っておりませんが、窃盗それから横領というふうなものが多いと思えます。

それから取り扱う事件といたしましては、地検等で捜査をいたしました結果罰金に処するのを相当ということになりますと、略式ということになりますと、いずれも区検の方へ送られます。結局そこで処理をするということになります。今のは一般事件について申し上げましたが、それとあといゆる道交法違反事件というのが主としたものでございまして。○天野(等)委員 区検というところでも道交法という感じがするわけでございまして、そういう点で言うと、また逆に区検といふのはかなり一般の人に親しまれているというのには変な言い方でございますけれども、割と身近にある検察庁ではないかという気がするわけです。これも犯罪でございまして、その犯罪者の便宜を図るというのがある点ではある点ではだれでも犯す可能性のある事件というふうな気がするわけです。それだけに、この区検をきめ細かに配置をしておいていた

だくということも簡裁の役割と対応して重要な点なのじゃないかというふうに考えるわけですが、時間が参りましたので、簡裁問題につきましてはまた別な機会に取り上げさせていただきますと思

います。

きょうの質問はこれで終わらせていただきます。

○片岡委員長 小澤克介君。

○小澤(克)委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について若干お尋ねいたします。

配付いただきました資料によりますと、裁判官のうち判事ですけれども、判事の増員九名。これが、地方裁判所における民事執行法に基づく執行事件処理の充実強化に二名、同じく地裁における破産事件処理の充実強化に四名、家裁における少年一般保護事件処理の充実強化に三名、こういう振り分けがしてあるわけですが、これは文字どおりこの増員分がこのような仕事に専ら当たる、こういう予定になるわけでしょうか。

○山口最高裁判所長官代理者 これまでもいろいろな柱を立てながら判事の増員をお願いしてきていたわけですが、その都度、増員の理由となっておりまして事件の係属状況、処理状況を中心に判事の配置状況等にもらみながら、これらの事件処理の上で最も必要性の高いと思われる庁に順次増員措置を講じてきたわけでございます。今回の場合も同様な形で配置することになろうと思

ます。

ただ、それぞれの庁で増員されました判事が具体的にどの事務を担当するかということになりますと、これは各庁にゆだねられておりますので、具体的にはその庁の構成など裁判官の配置状況を前提にしまして事件の分配が定められることになるわけでございます。したがって、例えば民事執行事件の充実強化を必要とする庁に増配置されました判事が必ずしも民事執行事件のみを処理することになるわけではございませんで、他の事件を処理することもあり得るわけでございますが、こういう増員措置によりまして、当該庁の

戦力は全体としてアップすることになるわけでございます。まして、実際にはその庁の民事執行事件の処理に充実強化が図られるという結果になるわけでございます。

○小澤(克)委員 続きまして、同じ資料によりますと、定員と現在員、欠員の表がございまして、判事補については一名、これはネグリジブルだと思

います。判事については三十一名の欠員ということになっております。これはどういう理由によるものでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 判事の欠員は、年度の途中で定年で退官していく場合、それから例えば公証人になるとか弁護士になるといった理由で退官していく場合があるわけでございます。もちろんごくわずかな例ではございますが、亡くなる

られる場合もございまして、そうやって年度の途中で順次できていく欠員がありまして、昨年の十二月一日現在で三十一名という欠員ができています。

○小澤(克)委員 そうすると、これは昨年というか現年度になりますか、年度発足時には定員を満たしていたということになるのでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 こうやって昨年の十二月一日現在の欠員がございまして、その後、春までの間にもまた若干の欠員ができていくわけ

でございます。そうして、年度の初めに今度は判事補十年を経過した人が中心となって判事の充員が行われるわけでございます。

○小澤(克)委員 お尋ねしたのは、現年度の最初には充足していたのかということですが、

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和五十九年の年度の初めに充足していたわけでございます。

○小澤(克)委員 この間に法務省へ転出されたというののございまして、

○櫻井最高裁判所長官代理者 法務省へ判事から転出していった者もございまして、昭和五十九年で申しますと、判事が十名、法務省、検察庁へ転出

いたしております。

○小澤(克)委員 裁判所から法務省への転出ある

いはその逆、いわゆる裁判所と法務省間の人事交流がかなり盛んになっているというのを聞いて

いるわけでございます。

それでお尋ねしたいのですが、まずその実態で

ございまして。裁判所から法務省へ、あるいは逆に法務省から裁判所へどの程度の異動が行われているのか。なにかんずく、裁判所の行政部の裁判官が

法務省において訟務検事になる例、あるいはその逆に訟務検事から行政部の裁判官になる例、それから捜査、公判担当の検事さんが刑事部の裁判官

になる例、あるいはその逆に刑事部の裁判官が捜査、公判担当の、一般の検事という言葉があるかどうか知りませんが、訟務検事でない検事さんにな

る例、そういう実数がございましたら過去から挙げていただきたいのです。

○櫻井最高裁判所長官代理者 まず、裁判官が検

察官になると申しますか、捜査担当の検事を含めて検事に転官する、あるいは検事が裁判官に転官

するというその数でございまして、これは年度によつてさまざまございまして、裁判所から法務省

あるいは検察庁の方へ転官していく数は、少ないときには二、三名という時期もございました

し、多いときには二十名を超えるような場合もござい

ます。

お尋ねの、例えば裁判所の行政部の裁判官が訟

務検事になっていくあるいは逆の場合、あるいは刑事部の裁判官が捜査担当の検事になっていくあ

るいは逆の場合、そういった場合の数は、把握して

いないと申しますよりも、実はそういった裁判所の行政部から訟務検事への転官という事例、そ

ういう形での転官というものはないわけござい

ます。つまり、裁判官はさまざま事件を担当いたして

からその所属する裁判所においてその配置を決めていくというわけでございます。ですから、今おっしゃったような形での交流ということはい

れていないと申してよいと思うわけござい

ます。

○小澤(克)委員 若干納得ができない点があるの

ですが、とりあえず年度を追って、裁判官から法務省へ、逆に法務省から裁判官へ、実数を挙げて

いただきたいと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判官から検事へ

の転官の数でございますが、昭和四十年から申

しますと、昭和四十年が八名、昭和四十一年が二

名、昭和四十二年が三名、昭和四十三年が四名、昭和四十四年

が五名、昭和四十五年が六名、昭和四十六年が七名、昭和四十七

年が八名、昭和四十八年が九名、昭和四十九年

が十名、昭和五十年が十一名、昭和五十一年が十二

名、昭和五十二年が十三名、昭和五十三年が十四

名、昭和五十四年が十五名、昭和五十五年

が十六名、昭和五十六年が十七名、昭和五十七年

が十八名、昭和五十八年が十九名、昭和五十九年

が二十名と申しております。

○小澤(克)委員 そのうちで、裁判官から検事に

なる場合でも訟務検事になる例は内数でどのくらいになるか、その逆についても内数でどの程度になるか、これも年度を追って実数を挙げていただきたいのです。

○櫻井最高裁判所長官代理者 ます裁判官から検事への転官の方の中の訟務担当検事になった人の数でございます。昭和四十年が五名、昭和四十一年が一名、昭和四十二年が二名、昭和四十三年はなし、昭和四十四年が一名、昭和四十五年が二名、昭和四十六年が六名、昭和四十七年が八名、昭和四十八年が三名、昭和四十九年、五十年がいずれも九名、昭和五十一年が六名、昭和五十二年が五名、昭和五十三年が十名、昭和五十四年が七名、昭和五十五年が十一名、昭和五十六年が十名、昭和五十七年が十名、昭和五十八年が八名、昭和五十九年が十四名となっております。

それから、検事から裁判官へ転官した者の中の訟務部検事からの転官者数でございますが、実はこれは急いで資料をつくりました関係もありますし、昭和五十三年以前の部分が把握できていないのでございます。そこで、昭和五十四年以降の分を申し上げたいと思いますが、昭和五十四年が七名、昭和五十五年が十一名、昭和五十六年が九名、昭和五十七年が九名、昭和五十八年が七名、昭和五十九年が十三名となっております。

○小澤(克)委員 そこで、先ほどお尋ねしたなかんずく行政部と訟務検事あるいは刑事部裁判官と一般の検事さんとの相互の交流というのは把握できないということでしたが、私の方で持つております数字で、裁判所から法務省その他の官庁へ転入した場合の地検検事、いわゆる捜査官判担当に転出した者が、昭和四十九年判事補三名、五十年判事補一名、五十一年判事補一名、五十二年判事補二名、五十三年判事一名、判事補二名、五十四年は該当なし、五十五年判事補三、五十六年判事一名、判事補四、五十七年判事二、判事補なし、それから五十八年判事補二、それ

で、四十八年以前はゼロでございます。四十九年から五十八年までを合計いたしますと判事四、判事補十八、こういう数字があるわけですが、今の場で確認しろといつても無理だろうと思いが、これは多分間違いないだろうと思いが、もし間違いがあれば後ほどまた何か訂正していただく機会を設けていただくといたしまして、これを前提に質問を続けたいと思っております。

それから、今裁判官から一般検事への転出の例を挙げたわけですが、行政部と訟務検事間につきましては把握できないということでしたので、とりあえずの傾向を明らかにするために、現在の東京地裁なら東京地裁の行政部の方で過去訟務検事の経歴をお持ちの方が何名ぐらいいるか、おわかりになれば教えていただきたいと思っております。

○櫻井最高裁判所長官代理者 現在、東京地裁の行政部、裁判官が八名おりますけれども、その中で検事としての経歴のある者は二名でございます。その二名の中で訟務検事の経歴のある者が一名、それから訟務検事でない検察官の経歴の者が一名となっております。

○小澤(克)委員 同じく現在の東京地裁を代表例にとりまして、刑事部裁判官のうち、検事の経歴のある者が何名程度あるか、わかれば教えてください。

○櫻井最高裁判所長官代理者 東京地裁の刑事部裁判官は七十八名おりますが、その中で検事の経歴のある者は九名でございます。その九名の中で検察官としての経歴のある者七名、公害等調整委員会の経歴のある者が二名ということになっております。この検察官の経歴のある者七名の中には捜査を担当していた者もおりますし、またそれ以外

の、例えば本省勤務の検事であった人も入っておりますわけでございます。

○小澤(克)委員 今お答えいただきましたのを見ましてもかなりの交流があるということになりますし、かつまた先ほど挙げていただいた数字を見ますと、傾向としては昭和四十六年ころから急激にふえてきている、しかもだんだん増していき、そういう傾向にあるように思っています。

それで、ひとつ伺いたいのですが、裁判所の裁判官は裁判所で独自に採用といえますか、任命は内閣がやるのですか、憲法に決まっておりますね。それから、法務省職員は法務大臣以下が恐らく任命するのだろうと思いが、このような交流が行われるかどうか、裁判所と法務省間に何らかの取り決め等があるのではないかと思いますが、その辺の実態はどうなっているのでしょうか。両方からお答え願います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判官と検察官の間の人事異動の数、ただいま申し上げましたように年度によつてかなりのごぼごぼがあるわけでございますが、昭和四十六年以降二けたになってきておる。昭和四十五年以前にも二けたの時期はございまして、四十六年以降二けたになってきておるというの事実でございます。

一体どういふわけですか、こういうことになったのかということでございます。これはいろいろの理由があつたのだらうと思いが、個々の異動した裁判官なり検察官についてのそういう人事をする必要があつた事情というもの全部探つてみまさんと正確にはなかなかわからないわけでございます。法務省の方でそれだけの需要があつたということもあるかと思いが、また例えば公害等調整委員会であるとか国税不服審判所、そういう新しい民事の裁判官の働き場所ができてきたと

いったようなこともございまして、そういう一つ考えられますのは、以前は裁判官から検察官になつていった人……

○小澤(克)委員 ちよつと、質問は、そういう相互の交流についてスムーズに行われているということは何らかの手続的な合意があるのかとお尋ねしているのです。何でそういうことが行われるのかという理由はまだ聞いていないのですが。

○櫻井最高裁判所長官代理者 手続的な合意ということでございます。そういうものはございませぬ。

○小澤(克)委員 両役所間に全く合意がなくてそういう転出、転入が行われるとは考えられないのですが、今のお答え、間違いないですか。過去において当委員会が一定の合意があることを否定しない答弁をいただいていることもあるのですけれども、いかがでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 一人の検察官が裁判所に異動する場合あるいは一人の裁判官が法務省に異動する場合、これは本人が了承する以外にそれぞれの裁判所なり法務省なりがその点について了解をすることはもちろん当然でございます。だから、そういう意味においては合意ということでしたら、これは個々の裁判官あるいは検察官をそれぞれ転官させるということについては合意はもちろんございまして、しかし、何かそれ以外の恒常的な取り決めといったような意味での合意ということでしたら、そういうものはないと思いが上げていられるわけでございます。

○小澤(克)委員 昭和四十九年三月二十九日付読売新聞に「判・検事 人事交流を本格的に」逆戻り、も保証」というような題名で「最高裁判所と法務省は、判事、検事の人事交流を図るための折衝を進めてきたが、二十八日までに基本的な合意に達し、四十九年度から実施することになった。」という記事がございまして、これに関連して昭和五十五年三月四日当院の当委員会、これは勝見さんという最高裁判所長官代理の方が一御指摘の当時そういう話のあつたことは聞いております。ただ、合意の内容が文書でどうのこうのという趣旨ではございません。こういうふうな答弁しているのですが、文書ではなくても、両役所間に何らかの制度的なものをつくるかという合意が当然あつたのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 検察官から裁判官に転官されるというのは、これは何と昭和四十九年に始まったわけではございませんで、それ以前からももちろんあるわけでございます。ただ、その多くの場合は、裁判所へおいでになつてしま

検察庁へ帰るといふことはなくてそのままでずつと裁判所においてなるという場合であつたらうと思ひます。

昭和四十九年に何か合意があつたのではないかといふことではございますが、それは昭和四十九年に、本来検察官として今後もやつていきたいといふ気持ちの強い方を受け入れるといふことはございましたし、その限りにおいて、そういった個々の人事を行う上においての合意はあつたわけではございません。しかし、それをそれでは恒常的な制度として、例えば一定年数経過後は必ず戻していくとか、そういったような形での合意をしたわけではございません。三年程度で帰すといふようなことは、それは先ほど少し御説明をしかけたことに関係するわけではございませんけれども、余り長い期間裁判官から検察官に転官してそこに滞在するあるいは逆の滞在をするといふことは、必ずしも本来裁判官としてあるいは検察官としてやつていくといふ人の場合には好ましくないのではないかと、昭和四十六年ごろ以降は大体三年でおいでになつた方が帰つていかれるといふようになってきてきているといふことではございません。

○小澤(克)委員 どうも質問がなまぬるいので、今のお話、どうもわかつたようなわからぬようなので、はつきりした合意はないけれども三年程度で戻すといふ慣習が結局で上がった、こういうことになつていふか。それで、現在もそういうふうに行われていふわけではいふか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 正確な数が年々何名ずつであるかという点はたいだい持ち合せておりませんが、そういった趣旨で検察官から裁判官に転官してきておられる方、そのころ以降現在まで何人かずつはおいでになり、現在も裁判所で執務しておられるわけではございません。

○小澤(克)委員 質問は、三年程度でまた戻るといふことが現在も引き続いて行われておるのでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和四十九年ごろ以降おいでになつた方で三年で帰つておられる方は多いと思ひますけれども、そのまま裁判所においてになつておられる方もございます。

○小澤(克)委員 それで、実際の手続はどういふふうに行つておられるか。先ほども私ちょっと疑問に思つて聞いたので、法務省と裁判所はもろもろ行政機関と司法機関、全く三権分立といひますか独立した機関ですから、それぞれが人事を行えば、そうスムーズに受け取つたり渡したりといふのはできないわけですから、何らか窓口を双方でつくつて、今度は何人出したいんだが受けとつてくれあるいはこつちで受け取りたいといふような話し合いを当然やつての上じやないといふまいかなんじやないかと思ひますが、その辺実際にはどういふところが窓口になつて、どういふ手続で双方でやつておられるのでしょうか。また、本人からの希望を聞く、聞く前に希望を募るといふような行動が行われていふのでしょうか。その辺、いかがでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判所及び法務省の方にそれぞれその相手の方から来ておられる方がおられるわけではございません。そうして、毎年翌年度の定期異動計画を立てるころに、例えば法務省なら法務省の人事課が中心になりまして、そのほかにももちろん検事が所属している局等もございませうけれども、その局なり現場の人事及び本人の意向をもとにして、来年度裁判所に復帰する予定の人について連絡してこられるわけではございません。それと同じように、裁判所の方でも、各人の希望及びその裁判所の中における人事の必要といふことから、一定年数経過した人に戻つていただくあるいは出ていただくといふことで、最高裁判所の場合は人事局、法務省の場合は人事課が中心になりまして連絡をし、調整をして、その結果翌年度の定期異動における異動者が決まるといふことになつていふわけではございません。

○小澤(克)委員 それで、今お尋ねしたのですが、双方の人事担当者が特定の人の、おまえ今度

行つてみないか、検察庁なら検察庁へ行つてみないかあるいは逆に二、三年裁判所で勉強してみないかといふような勧誘といふようなことは行われていふのでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判所に関して申しますと、これはもちろん本人の常日ごろの意向といふものも各所属長において確認いたしておられますし、そういったようなものとか、あるいは本人の過去の勤務歴であるとか、そういうものを前提といたしまして、本人の了承を得て、その上で候補者が決まるといふことになつていふわけではございません。

○小澤(克)委員 「東京地裁広報」に実際に裁判所から検察庁に向つて出向といふ言葉を使つていふようですが、出向した方の感想文といふのが出ておられます、「初め検察官に転官し、東京地検で捜査と公判の事務に従事してみないかとお話に接したときは、率直なところ、全く予期していなかつたのでいささか戸惑ひました。」といふような文章がありまして、しかしそれを受けてやつてみたといふような体験談が載つていふようなんですが、これからいふとかなり両役所ともが積極的にこの交流を進めていふのではないかと印象を受けるわけではございません。

そこでお尋ねしたいのですが、なぜこういう交流を行つていふのか、なぜ行わねばならなかつたのか、あるいは何のために、どういふ目的で行つていふのか、これは裁判所、法務省双方からお答えいただきたいわけですが、特に法務省に關しましては、せつかく大臣おいでですので、大臣から直接お答えいただければありがたいと思ひます。

○櫻井最高裁判所長官代理者 先ほど少し申し上げかけたところでございませうけれども、法務省で勤務しておられる裁判官といふのは、これはもう戦争直後から相当数おられたわけではございません。以前は行つておられる方が相当長期勤務するといふのが通例であつたわけではございますが、しかし半ばごろになると、法務省で勤務を続けるよりも

裁判所に復帰して裁判官としての活動をしていきたいといふ方の数がふえてきたわけではございません。そういったことと、そのほか法務省の中の需要といふこともあつたらうと思ひます。そういったいろいろなことが重なりまして、昭和四十六年以降といひますか、昭和四十年代の半ば以降法務省から裁判所に戻つてこられる方といふのが相当数に上る。また、そのほか、例えば公害等調整委員会であるとか国税不服審判所であるとか、そういった民事の裁判官の経験のある者に活躍していただく方がいふようなポストもふえてきたといふことで自然と交流の数がふえてきたといふことになつていふわけではございません。

一度そうやつて裁判官から検察官に転官する、あるいは逆の動きがあるといふことになりまして、一定年数経過いたしましたと、当然またその後任を補充していくといふ必要は出てくるわけではございません。余り長期間行つた先にとどまつていふといふのは、やはり自分の一新といふ意味におきまして、またその本人の経験を生かすといふ意味におきまして、また好ましくないのではないかと、ある程度年数が経過したところでまた戻つてもらつたといふことが最近行われていふと申し上げてもよいと思ひます。

そうすると、それでは要するに前に動きがあつたからしようがないからそれが続いていふていふのかといふことになるかと思ひますが、それはさうではございませんで、やはり裁判官がほかの世界の仕事の経験をするといふのはそれなりに意味のあることであらうと思つておられます。裁判官は、我が国の場合、司法修習を終つてずつと裁判官としての仕事を続けるのが通常でございませう。しかし、ほかの世界の仕事をする機会があるのならばやはりなるべくさういふ経験もしてもらつて、そして視野を広げてまた裁判官に戻つて活躍をするための助けにもしていただきたいといふふうにご考慮されるわけではございません。そういう意味で、こういう形の異動といふのは、必要といふこともさることながら、それなり

の意味があるのではないかというふうな思っているわけでありませぬ。

○小澤(克)委員 ちよつと今よくわからなかつたので、何度も聞いて恐縮ですが、戦争後、本来の裁判官が法務省に多数いるというふうな状況があつて、それが昭和四十年代半ばごろからものと裁判所に復帰したい、こういう希望が出てきたので法務省から裁判所への異動が行われたというのが一つの要因である、こういうふうな今聞いたのですが、これは聞き間違いじゃないでしょうかね。まず、その通りですね。——わからないのですが、戦前において採用された人というのは司法省でまとめて採用されたのじゃないでしょうか。そうすると、本来の裁判官とか検察官というのは一体何を意味するのか、ちよつとよくわからないのですかね。

○櫻井最高裁判所長官代理者 戦前の裁判官のことを申しておるわけはありませんで、戦後でも非常に古い期の方たち、戦争直後——直後と申しましても、もちろん一期の裁判官が昭和二十四年でございますから昭和二十四年以降ということになりますけれども、そういう古い時期に裁判所に短期間勤務してすぐに法務省へ行つた方というのはたくさんおられるわけでございます。以前はそういう人たちはおいてはなつてから十年、二十年と法務省でそのまま勤務される方というのはたくさんおられたわけでございます。そのことを申し上げたわけでございます。

○小澤(克)委員 そうすると、戦前司法省で採用されたという意味ではなくて、戦後採用された人が裁判所で短期間勤務につき、その後法務省に移つた、その人が裁判所に戻りたいということからこういう復帰するという事態がだんだん生じてきた。そうすると、逆に裁判所で短期間勤務し法務省に移つたときというのは、本人の意に必ずしも反してという変ですが、法務省に骨を埋めるつもりではなく移つた人がたくさんいたということになるわけでしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和二十年代に裁

判官から検察官に転官する人が、裁判所当局と本人との間のどのような話で転出されたかというのは私もにはわからないわけでございます。もちろん、嫌だ嫌だとおっしゃるのを無理に転官させたということはないと思います。本人の希望とまではないかと思いますが、それは本人の意向には決して反しない形で行つておられるはずでございます。

それとも一つ、昭和二十年代に行つた人というのを申し上げましたが、もちろんそれは一つの例として申し上げたわけでございます。昭和二十年代にも三十年代にもたくさん裁判官が行つておられるわけでございます。その中にはある程度の期間経過して帰つてこられた方もあり、また長期間勤務してそのままで残つておられた方もあり。昭和四十年代の半ばにその人たちが帰つてこられる方がふえてきたということをお申し上げたわけでございます。

○小澤(克)委員 そうなると、ますますわからないのですが、それじゃ何で裁判所に一たん裁判官として採用された者が法務省に行つたんでしょか。そのときどういふ要因があつて法務省に移つたのか、まずそこからお答えいただきたいと思います。

○櫻井最高裁判所長官代理者 昭和二十年代あるいは三十年代の人事についてはさかのぼつて私の方で調べてみませんことには的確なお答えはもちろんできかねるわけでございます。恐らくそれだけの需要というものはあつたんだらうと思ひます。

○小澤(克)委員 そうすると、前提がわからないままに——裁判所に採用された者が法務省に移つたから、それが復帰したんだということにはならないでしょう。そもそもなぜ法務省に移つたのかについて昔のことだからよくわからぬと言ひながら、そういう方たちが裁判所に復帰したのが要因であると言われても結局何のことかわからぬですよ。そうじゃないですか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 何のことやらわからないのでありまして、ちゃんとそれなりの法務

省における需要があり、そのポストにつくために本人の意向に反しないでおいでになつたわけでございます。ただ、その時分は、例えば短期間ですぐに裁判所へ返すというようなことが余り行われなかつたというのには事実であるわけですが、したがつて、相当長期間勤務して残つておられる方というのはかなりたくさんあつたわけでございます。

○小澤(克)委員 結局よくわからぬのです。頭が悪いのでわからぬのでしようがないですけれど、逆に裁判所から法務省へたくさん行つていませぬ。これはどういふ要因でしょうか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 裁判所から法務省へたくさん行つておられるのは、それぞれ先ほど申し上げたような人数の中で行つておられるわけでございます。その人たちが法務省の中のそれぞれのポストについておられるわけでございます。

○嶋崎國務大臣 先ほど来、私どもの意見も聞かれておりましたので、あるいは話を途中で折るようになってまことに恐縮でございますが、法務省の考え方を御説明申し上げたいと思ひます。

先ほど来から十分お話がありましたように、従来から、従来というのか、私は古いことはよく知りませんが、戦後から裁判所と法務省との間の人事交流が行われてきたということは現実、事実であるわけでございます。私は、裁判官なり検察官の人事交流というのは法曹としての知識、経験を広めるといふ意味で非常望ましいことであるといふふうな思つておられるわけでございます。またそういう背景は、例えば外国の例で見ましても法曹一元化ということが一部言われるようなことがございます。それはどこまでも日本の中では言つておれませんが、これは御承知のとおりでございます。そういうことはあつたことは事実でございます。そういう意味で、私は人事交流をやつていくということは非常に必要なことだと思ひます。また、国民一般も、裁判官あるいは検察官に対して一般的に非常に高い認識を持つておるのではないかとお思つております。

それから、法務省の中の仕事を考えてみましても、御承知のように法務大臣が裁判所の関係の法案をいろいろここで御提出申し上げて審議をいたしてらつておる経緯から考えられましても、例えば民事関係の仕事をする場合、これは当然裁判所の裁判官をやられたような経験をお持ちの方にやつていただくのが適当だらうと思ひ、あるいは人権擁護関係とかいふような仕事あるいはいろいろ司法制度の調査といふようなことを分担をするといふようなことにつまみましても、そういう分野は法務省の仕事の中に十分あるわけでございます。ですから、そういう中でやはり交流を行つてきていくというのが過去の経緯だらうといふふうに私思つてございませぬ。そんなことから考えまして、ただ単に従来からやつていたことだけを理由とするわけじゃない、先ほど申しましたようにいろいろ知識、経験を踏み固めるといふような意味で相互の交流といふものが非常に大切なことであり、またそういう交流を通じまして、それぞれ高い見識を持つた方々でございますから、それぞれ部署でまじつとした整理ができるだらうといふふうな思つております。また、仮に具体的な事案についての問題となれば訟務の手續上のいろいろな問題になりまして、それはそれなりにきちつとした整理が行われておつたと思ひ、また今後ともそういうことが行われるに違ひないといふふうな思つておる次第でございます。

○小澤(克)委員 今大臣から直接の御答弁をいただいたわけでありませぬが、要は裁判官の見識を広げるという意味で積極的な意味があるといふ評価をし、またそのような目的で行つておられるのだといふふうな理解したわけですが、これにつきましては私は相当批判を持つておりましたが、その後で申し上げようと思ひますが、そのほかにも法務省の方で訟務部を充実する必要から訟務検事の供給源として裁判所にこの供給先を求めたという要因があつたのではないかとお思ふのですが、この点はいかがでございますか。

○櫻井最高裁判所長官代理者 法務省の方で当時

どのような訟務部充実についての必要性を感じなくなったのか、そこは私どもにはわかりません。先ほど申しましたようなことで、裁判所の方では帰ってきてもらった方がいいと思われれる方が相当数あり、またその後任も送った方がいいということでも送った方がいいと思います。

○小澤(克)委員 法務省、いかがでしょう。

○岡村政府委員 法務省といたしましては、訟務事件が漸次増加することに伴いまして訟務部の充実はやはり図らなければならぬわけでございます。そのためにはいわゆる本来の検事といひますか、検事からも訟務部の方に人員を回すというようになことで訟務部の増加を図っておるわけでございます。

○小澤(克)委員 供給源を裁判所に求めているのではないかと聞いています。

○岡村政府委員 裁判所から法務省の方に迎え入れます裁判官と申しますか、これは一つには検察官の欠員数がある程度あった、迎え入れやすい状況にもあった、こういう点が裁判所から法務省に迎え入れる数が増した理由の一つに挙げることができると思っております。そういたしましたら、法務省に迎え入れました裁判官あるいは本来の検察官をどういふポストにつけていくかということになりますと、これは法務省の人事政策ということになるわけでございます。

○小澤(克)委員 そこで、先ほどの大臣のお考えについて私なりの見解を述べましてまたそれについてお答えいただきたいと思うのですが、裁判官の見識、視野を広げるためにいろいろな仕事をやってもらう、この趣旨は私大変結構だろと思うのです。比較的最近でしたか新聞社にしばらく裁判官が行かれたというような報道も耳にしたことがあります。大変結構だろと思えます。

ただ、これをもって先ほど大臣のお言葉の中に法曹一元の一つのあらわれであるというようなお話があったのですが、これは何かの勘違いではないかと思うわけですが、これは何かの勘違いではないかと思うわけですが、法曹一元というのは、御存じのとおり英米法における理念でございます。

そこにおいては単に経験の豊かな方を裁判官に任ずるということではなくて、法の支配あるいは司法の優位という英米法の理念と一体のものというふうな理解しなければいかぬのじやないかと思うのです。すなわち、行政府あるいは立法府も含めて国民の基本的な権利についての侵害があれば裁判所に救済を求める、その場合は裁判所が基本的な権利の擁護に当たる、すなわち行政機関といえどもあるいは立法機関といえどもその側面においては裁判所の判断に従わなければならない、これが法の支配であり法の優位、司法の優位だろと思っております。行政訴訟について司法裁判所の任務とされており、また違憲立法審査権が与えられておるのもそういうことだと思っております。そのような法制度をとる場合に、そこにおける裁判官像というのは行政府あるいは立法府に対しても批判すべきは批判するということ確認したものを保持している方が裁判官になるべきである。ということになりますと、国民生活の実態についてよく知つて、国民の生活実態について国民に生に触れて知り、経験を積んだ者、そして行政府、立法府に対しても批判すべきときは批判する、そういう視点をもち、そういう感性を持ち得た経験豊かな人が裁判官になる、これが法曹一元の理念であらうと思っております。したがって、上命下服の行政府において仕事をした者が、そこでの経験を積んだ者が裁判官としてよりの確な広い視野を持ち得るといふことにはどうしてもならないのじやないかというふうな理解いたしますし、要するに、経験豊かな者が裁判官になるべきであるというその経験豊かなというものは、単に何らかの経験があればいいというその内容を捨象したものではなくて、その経験というものは国民生活の実態に十分触れたもの、そういう経験の質が問われているのではないかとこの意味で法曹一元の理念とは全く合わないのではないかと。

それから仮に、その経験の質について捨象するにいたしましたも、一方的に行政府での経験のみをさせる、これはいわば片面的な、法曹一元という言葉を使うとすれば片面的な法曹一元ではないか。現実に、訟務検事として行政訴訟において国の立場を代理し、国民と対峙する立場にあつた者が後に裁判官になるこういうことは国民の側から司法に対する信頼を失わせるのではないかとこのように思っています。また、実際に裁判官そのものが行政府において経験を積めばどうしてもそこに引きずられるといひますか、特に判、検事間の一体感のようなものが生じやしないか、そういう実質的にも影響を受けるおそれが十分ある。そういう意味から先ほどのような判、検事の交流の実態というものについては、極めて危険な要素を含むというふうには私は考えるわけですが、大臣の御答弁のように、これを積極的に評価するということにどうしてもならないのじやないかと思つておるわけでございます。

そこでお伺いしたいのは、今後ともこういう判、検事間の交流というものは続ける意思なのかどうか、これは裁判所、法務省双方からお尋ねしたいと思つておるわけですが、

○櫻井最高裁判所長官代理者 法曹といひますのは、どのような立場で仕事をいたしましたか、そのそれぞれの立場において全力を尽くしてやるといふのが、それが法曹の特性であらうと思つておる。検察官の経験があつた者が裁判官になつた場合に、それは従来検察官として、公益の代表者として行動して来た者であつても、今度は裁判官となれば公正な判断者としての立場として行動する、弁護士としてやっておられた方でもそれぞれその依頼者の立場というものを離れて完全な中立の判断者として行動する、そういうことが出来る。そのような訓練を受け、そして、そういうふうな行動出来る者が法曹であらうと思つておるわけでありまして、したがって、仮に一定期間、検察官として勤務したことがあるからといって、あるいは検事の身分を持つ、他の行政府で勤務したことがあるからといって、裁判官になつてから一定の立場に偏した判断をする、そつちに親しみを覚えて、そういう

ような行動様式をとるといふようなことは決してないわけでございます。

もちろん、裁判官の中に検察官の経験のある者のみならず、弁護士の経験のある人もたくさん来ていただければ、それは非常に結構なことだと思つております。しかし、実際問題として、それはさまざまな生活上の問題、報酬の問題あるいは裁判官になれば全国津々浦々に行つていただくかなければいけないので、そういうふうなこともあつて、弁護士からなつていただくというのとは異なるわけでございます。あるいは一時期弁護士をやめて裁判官になるというのたまにはございますけれども、しかし、今までの生活を一切変えて一たん退職してしまつたというのでも大変難しいことでございます。

そういう意味で、この検察官としての経験というのはそれなりに貴重な経験であらうと思つておる。今後これを拡大していくのかと言われれば、それは毎年毎年の個々の人事の問題でございますから、どのようになつていくかわかりませんが、例えばこれを縮小して最後はやめていくのだというふうな考へておるわけではないわけでございます。

○岡村政府委員 私もただいまの最高裁判所の御答弁と同じ理解でございます。

国民生活の実態に極めて豊かな経験を持つという中には、法曹といひまして弁護士活動を通じてそういう経験を持つということももとより含まれますが、同じ法曹といひまして検察官としての分野で活動することによつて、そういう経験を豊かにしていくことも出来るわけでございます。大臣からも御答弁のありましたように、裁判官と検察官との人事交流は有意義なものであると私も考へておるわけでございますので、これは縮小するとかそういうことは今のところ考へておらない、こういうことでございます。

○小澤(克)委員 時間が来ましたので終わります。

○片岡委員長 横山利秋君。

○横山委員 朝からずっと続いておりました、大臣初め政府委員の皆さんも、委員長もまことに御苦勞さまでございますが、ひとつ気分を変えて質問をいたしたいと思っておりますから、御協力をお願いいたします。

まず、最高裁にお伺いをいたします。

本来から言う、長官の寺田さんに聞きたいところがございますが、これはなかなかお出ましが困難だということでございますので、事前にお話をしてありますから、長官のお気持ちをお見せたいと思っております。長官の「新年のことば」や訓示については、あなたが目通しと言うとぐあいが悪いかな、事前に下書きをおつくりになりなにかしていらつしやるだろうと思っておりますから、そのことについて質問しても勝見さん、よろしゅうございませう。

○勝見最高裁判所長官代理人 結構でございます。

○横山委員 自信満々だな、あなたが全部書いておるのですか。

この「新年のことば」、去年六月の訓示等をずっと拝見をいたしました。要すれば、時間によって多少の違いがございますが、長官の司法行政に関する一つの方針として、時代に適応した司法、裁判あるいは裁判所の適正配置あるいは裁判官の育成、最近の問題としては、死刑が無罪になったこととこのことに重心が置かれておるように思われます。

それについて、まずここに昨年六月、「また、死刑の確定判決を受けた者に対する再審において、相次いで無罪が言い渡されたことから、多くの論議を呼んでいることも御承知のとおりであります。」というように言われたことについて、ところがその後、じゃどうかということについて何ら答えられないことが書いてない。「私も裁判に携わる者としては、この際、その職責の重大性に改めて思いを致し」ということだけで、言い渡されたんだから、これら裁判が誤判であった、大変申しわけなかった、これからお互いに気をつけよ

うではないかとか、再審制度について一遍検討しようではないかとか、そういう答えが出てくると思ったら、答えをすかしておるといふのは一体どういうことなんでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理人 先ほど結構でございますと申し上げましたが、長官の訓示及びその新年のあいさつについてちょっと申し上げさせていただきます。

長官の訓示行政の責任者である長官の名において年一回開かれます高等裁判所長官、地家裁所長会同の際に行われるものでございますが、中身に討をいたしました上で長官の名において訓示をいたすものでございます。それから、新年のあいさつは、司法行政の責任者たる長官の名においてやるものでございます。そういうことでございませうので、先ほどあのようにお答え申し上げましたが、文言に即して御理解いただきたいというふうに思いますが、先ほど御指摘がございましたように、一応文案の作成にタッチいたしました者として述べさせていただきます。その長官の訓示について

再審、誤判につきましても長官の訓示についてのお尋ねでございます。

私もといたしましては、先ほど天野委員のお尋ねに対してお答え申し上げましたとおり、無罪を罪してはならないというのには刑事裁判の大原則であるわけであり、一線の裁判官は、証拠を詳細に検討して慎重に事実認定をして適正な判決をしていくものと信じておるわけであり、昨午におきまして、いわゆる再審手続におきまして無罪判決が相次いで出たということにつきましては、深刻な事態として受けとめておるわけでございます。

その対策ということでございますが、裁判官が本来の職責に従って刑事裁判をやるということに尽きようかと思いますが、それにつきましては、自己研さんには当然のことだと思っております。研さんということも必要なことだと思っております。具体的に申し上げますと、先ほどお答え申し上げ

げましたように、事実の認定ということにつきまして刑事の裁判官の会同等を開きまして、十分に意見を交換したわけでございます。今後そういう機会をつくりまして、このようないわゆる誤判がないようにいたしたいというふうな考えをおるわけでございます。

それから、制度の問題、それから先ほど天野委員から御指摘ございました規則の改正等の問題につきましても、刑事局の立場においてそれなりの検討を加えておるところでございます。長官訓示に具体的に……（横山委員「まだそこまで聞いていない。死刑の問題だけ聞いておる」と呼ぶ）

というところでございまして、長官訓示にはまだ出てまいっていないということをお理解いただきたいと思います。

○横山委員 文章というものは、「相次いで無罪が言い渡されたことから、多くの論議を呼んでいることも御承知のとおりであります。私も裁判に携わる者としては、この際」かかるとなると、今後かかることについて十分に反省と検討を加え、今後かかることのないようにいたしたいと存じます。これが文章です。途中でおかしいことになつちやつたんですな。「職責の重大性に改めて思いを致し」ということは文章になつておらぬ。そのところが最高裁としてはなかなか言いにくいことではあると思う。あろうと思うけれども、行間に流れる物の考え方としては、長官も裁判官も「多くの論議を呼んでいることも」胸にこたえておるぞというところだと私は思うのですが、そういう意味ではないのですか。

○勝見最高裁判所長官代理人 先ほど申し上げましたように、このようなことが二度とあつてはならないということであるわけでございます。私もといたしましては深刻な事態であるというふうな受けとめておるわけでございます。

○横山委員 わかりました。裁判官の育成についてはしばしば言及をしております。昨年でありましたか、大分前でしたか、裁判官を新聞社に派遣をして短期間の社会勉強をさせたというのを聞いておりますが、その後、新しい時代に即応する裁判官の育成としてはどんなことをしていらつしやるのですか。

○勝見最高裁判所長官代理人 長官の訓示には、例年のように若手裁判官の育成ということを先輩裁判官である高裁長官、地家裁所長に対して常に語りかけられておるところでございます。今御指摘の研修の態様につきましては、その後もいろいろなことを考えて実施いたしておるところでございますが、具体的には人事局長からお答えさせていただきます。

○櫻井最高裁判所長官代理人 これまでも何度か申し上げておりますけれども、裁判官の研修は司法研修所で担当をいたしておられます。司法研修所では昭和五十七年以降、専任の裁判官研修担当の教官を任命いたしました。そしてそのスタッフが中心になつてどういったことを研修していくのかがいいかというところをいろいろ研究いたしておるわけでございます。

現実に行われましたのが、先ほど委員御指摘の、例えば新聞社への派遣といったようなものもその一つでございます。そのほかに、例えばその派遣対象を新聞社だけでいいのかどうか、それ以外のところへも派遣するというところを考へていっているのではないかと申したことから、現在さらさら細かい点を検討中でございます。またそのほか、若手裁判官の育成というものは、単に研修所だけで行うのではなくて、日常の所属している裁判所の先輩あるいは部の裁判官といった方からいろいろな薫陶を受けるということも必要であります。従来必ずしも十分に行われていなかったそういう裁判官の育成の研究会のようなものも行って、そしてなるべく日常のそういう意味での教育ができるようにいたしておるわけでございます。

○横山委員 今までどおりのことをやっておるといふのなら説明ならぬのです。いやしくも最高裁長官会議の議を経ておやりになる以上は、この「訓示」なり「新年のことば」の行間にあらわれ

その趣旨というものがいかに実践をされておるのかということ、そこが本年の重点的な問題であるというふうには私は理解するのです。単に修身みたいな長官がお話をなさったわけではなからうと思ふ。

この間もこの種の点については、法務大臣に重点は何かとお伺いしたのですけれども、最高裁判官としても、私がそうだなと思つた四つの問題がどう行われておるか、実践に移されておるか。今までもおりを一生懸命やるということでは意味がないではないかという趣旨で御質問しておるわけですから、そのつもりで聞いてもらいたいと思ふ。

そういう裁判官の育成、そして教育をしておる中で、私は二つの例を出したのです。

一つは、先般私の名古屋で、これは最高裁の答弁書ですが、

刑法二五条二項によれば、前に禁錮以上の刑に処せられ現に執行猶予中の者を再度の執行猶予に付するには、一年以下の懲役又は禁錮を言い渡す場合に限ることとされている。

本件においては、被告人は、昨年三月名古屋地裁半田支部で覚せい剤取締法違反により懲役十月執行猶予四年の判決を受け、現に執行猶予中の身であるのに拘らず、一年六月の懲役に処した上で再度の執行猶予に付したものであるから、明らかに右規定に違反するものである。

右のようなミスを行つた原因については、定かではないが、推測するに、当該裁判官としては、一方では、当該事案については、諸般の情状から執行猶予を相当と考へ、他方では、求刑通り懲役一年六月に処するのが相当と考へ、その双方が念頭にあつたため、誤つて被告人が執行猶予中の身であること又は、前述の法律上の制限を失念したものではないかと思はれる。

まあこれは情けないことすな。裁判官が執行猶予を付してはいかぬ者を執行猶予にした。こんなことがどうして一体——裁判官が一人であるの

じゃないでしょう。合議でしょう。書記官がついておるでしょう。弁護士も検事も啞然たるものはなかつたでしょうか。なぜこんなことが起こるのでしょうかね。

○小野最高裁判所長官代理人 この件は、ただいま御指摘のとおりでございます。私どもも思つても全く初歩的なミスでまことに弁解の余地もないと思つております。

ただ、この事件は、単独事件でございます。裁判官一人で行つたということでございます。それから、書記官が気づかなかつたというお話もございましたが、裁判でございますので、法廷で宣告した後でなければ書記官のところにばわらないということでございます。

いづれにいたしましても、裁判官の重大な職責にかんがみましてこのようなことが起きたということはまことに申しわけないことだ、かように考へております。

○横山委員 それで、この処置はどうしたのですか。どうしたというの、人事的にどうしたというわけではなくて、結論的にこの誤判をどうしたかという処置の問題です。

○小野最高裁判所長官代理人 判決を宣告いたしますともう訂正はできないわけでございます。私どもの聞いておりますところでは、検察官が控訴されたということでございます。

○横山委員 裁判官のミスを検察官がしりをぬぐつたという結果になるわけですね。法規的にはそれよりしようがないということなんで、全くそんなことがどうして起こるのか、私はあき果てた次第でございます。

その次は、裁判官の訴追を要求された問題であります。

訴追状を見ますと、大阪の道下さんという裁判官でございますが、「大阪地裁第六民事部道下徹裁判官は、株式会社額田製作所の会社更生手続開始にあたり、管財人候補者と一体となつて、総評全金から同額田製作所支部の脱退を強要し、ついに全金脱退をせしめるという不当労働行為を行つ

た。」という事案であります。

これも詳細な説明は省略いたしますが、要するに額田製作所の会社更生手続に当たつて組合を呼んで、給料は下げる、労働条件は悪くする。そこまではよかつたのですが、全金を脱退しろ。そんなばかなことを言つたら、いやそれを脱退しなければ話が合はぬのであかん、こう言つて全金を脱退させて会社更生手続を開始したということでありまして、裁判官というのは労働組合法を知らないのでしょうかね。この事実関係については極めて明白でございます。争ひの余地はありませぬ。道下裁判官の主張、言ひ分というものは私には知りませぬ。知りませぬけれども、いろいろなところの労働委員会なりあるいはそのほか、まあ訴追委員会の記録は余り言うのは私は避けたいと思ふのですが、その調査におきましても、不当労働行為をさせたという事実関係については恐らく争ひ得ない。恐らく最高裁でも調べに恐つたと思ふのですがね。そういうことは一体裁判官としては適当な措置でありませうか。

○上谷最高裁判所長官代理人 まず事実関係について若干私の方から御説明させていただきます。

今おつしやつたような事情で新聞でも当時報道されましたので、私どもとしてもその当時の事情がどういふのであつたかという事は報告は受けております。その報告によりますと、今御指摘になつたのは若干違ひまして、実は御承知のとおり会社更生事件で管財人を選任する必要がございまして、あつちこつちで管財人の候補者を探しておつた。その中の一人から、管財人に引き受けてもらうにはどういふような条件がなければならぬかという条件が出されたわけでございます。その条件の中にたゞいまおつしやいましたように、例えば労働条件の切り下げであるかというふうなこと、ほかに上部組合から脱退ということが入れば、管財人を引き受けることも考へてよい、こういうふうなことがあつたということでございます。そこで裁判所といたしましては、管財

人候補者の一人から出されましたという管財人候補者の希望条件をそのまま会社側に伝え、あるいは組合側にも伝えた、そういうことでございまして、その際、もちろんその条件を受け入れてその人に管財人になつてもらうか、あるいはお断りなはとも受け入れられないかということでお断りになるか、これは自由意思であるということも明確にしてお伝えしておるわけですし、ほかに管財人候補者があれば推薦してくるという余地はいろいろあるわけでございます。そのようにお伝えしたという事実関係と私どもは報告を受けております。

ただ、これは現在、もう御承知と思ひますが、労働委員会にも事件が係属しておりますので、それから大阪地方裁判所に国家賠償事件として民事事件が係属しておりますので、その中で被告であります国の主張としては今申し上げたようなことを主張しておりますが、その当否を今私どもの方で現に係属中の事件について申し上げるということとは実際の裁判に差しさわりのございまして、差し控へさせていただきますと思ひますが、一応私どもの報告の受けておるところ、それから国側の主張として、被告として陳述しておるところはここで御説明申し上げたいと思ひましてお話しいたしました。

○横山委員 あなたの言うとおりであつたと仮にしましうか。管財人が額田支部に、全金を脱退してもらわなければ管財人を引き受けぬ、こう言つたとしましうか。それを裁判官に管財人の候補者が言う。裁判官がそのときに、わかりました。あなたの言うとおりで相手を伝えましようかというふうな立場が裁判官としてまず適当であらうかどうか。あなたの言うとおりであつたとして、そのところを私はただしたい。それはいいけれども、私がそんなことを言える立場じゃありませんよ。私は労働法、法秩序の番人として裁判官です。そんなばかな条件を私が伝えられるはずがない、お断りをするとなぜ言えなかつたか。裁判官が組合三役を呼んで、ここに記録があるのですけれど

も、「管財人候補者の考え方を知りたいので会わせてほしい。道下裁判官」あわなないだろう、債権者もこれくらいは事は考えるだろう。この条件でダメであれば取り下げか却下になる。「こう言っておどかしているわけですね、実際問題として。この記録は間違いない。自分が仲介者であるとしても、仲介者として引き受けてはならぬ」とが、法律上、自分の職責上、ありそうなことだ。そのときに、そんなばかなことを言うな、もしどうしてもそれを言いたいなら、おれはそんなことは知らぬ、管財人候補者が、おまえが組合と話し合え、おれは知らぬことにしてほしいというのならまだ怒すべき点がある。また仮に、そんなことはいかぬぞ、おまえ、そんなことをやったらおまえも不当労働行為で文句を言われるぞ、それは避けたい方がいい、もし組合運営に意見があったらば、組合運営の改善についておまえは言うべきではないかというのが裁判官のよって立つべき立場ではないか。なぜそんなことを仲介をしたのか。

○上谷最高裁判所長官代理者 大阪で提起されております国家賠償事件において、原告側がまさに御指摘のような主張をしているわけでございます。これに対しては国の方では、若干事実関係の認識も先ほど申し上げたように違わぬわけでございますが、別の観点で、不当労働行為あるいは違法な行為には当たらないという主張をしているわけでございます。両者の考え方が対立しており、現在事件になっておりますので、やはり事実関係をお調べいただいて裁判所の御判断をいただく以外にないと考えております。

あともう一つつけ加えて申し上げますと、道下裁判官の当該行為は、やはり会社更生事件でございますので本来の訴訟ではございせんが、非訟事件的な手続でございますが、やはり裁判官として一種の訴訟指揮と申しますか、裁判官としての裁判権の行使の判断でございますので、私ども司法行政の立場から当該裁判官の裁判権の行使のあり方について、それがよかつた、悪かつたとい

うふうな論評を加えるのもいささか、私どもの立場としてはいたしかねますので、その辺をひとつ御了解いただきたいと思ひます。私どもとしましては、その裁判の中で裁判所の判断が示されることによつてこれに対する見方を明らかにされる、そのように考えておるわけでございます。

○横山委員 訴訟指揮についての裁判官の権限は知らぬわけではないのです。広範な訴訟指揮権といふものがあることも承知しております。けれども、法律を破ることを訴訟指揮の中に入れてもらつては困る。法律を破ることの仲介をしてもらつては困る。そんなことは訴訟指揮にならぬと私は思つております。百歩も千歩も譲つて、まあ会社更生法を何とかとめてやりたいという気持が仮にあつたとしても、このような社会的に疑念を生じさせる、国会で論争の舞台になる、そういう疑いかけられるような言動をしてもらつては困る。その点ではあなたも同感でしょう。

○上谷最高裁判所長官代理者 いろいろ御意見があることは私も十分承知いたしておるわけでございます。(横山委員)人のことじゃない、あなたはどうか思つておるのか、いかぬと思つておるのか、いいと思つておるのか、私自身としては、先ほど申しましたように、大阪地方裁判所で被告が主張しておりますところでは違法な行為でないというふうな御紹介申し上げる以外にないのでございまして、私どもの方で裁判所の行為を、違法であるとかあるいは違法でないとかというふうな御紹介にはまいらないわけでございます。(横山委員)寺田長官の訓辞をあなたは読んでおるのかね、と呼ぶ)もちろん、長官の訓辞はよく読んでおります。

○横山委員 よう知つておるのか。それじゃ勝見さん、あなたどう思ひますか。○勝見最高裁判所長官代理者 このケースにつきましては、私どもで事実認定をする立場にはございせん。それからいろいろ意見のあることとは、先ほど民事局長から申し上げたとおりでございます。現在の私の立場で、今横山委員お尋ねの

件につきまして、まともにお答えするのは控えさせていただきますと思ひます。

○横山委員 国会議員の質問にまともにお答えない、そんなばかな答弁がありますか。国会議員の質問に対してまともにお答えないで勘弁してくれ。委員長、どう思ひますかね。委員長の見解を問う。侮辱だ。

○片岡委員 それぞれの立場がありましようから、よく考えてもう一遍答弁してください。

○勝見最高裁判所長官代理者 横山委員に對しまして、大ぶろしきを広げて、司法の独立とか何とかと申すのは、これもまた控えますけれども、やはり裁判が独立であるということを前提にいたしまして、私ども、司法行政の衝に当たつてい

るのでございます。

繰り返しになりますけれども、このたびの道下ケースにつきましては、見方によつていろいろな御意見があるかと思ひます。しかし、現在のところ、先ほど民事局長からお答え申し上げたような事情下にありますので、現在の立場で私ども、民事局長を含めまして、私どもから道下判事の具体的な行動について申し上げることはやはり控えさせていただきますと存じます。

○横山委員 先年、私が、裁判官の勤務評定をどうするかと言つたことがございます。その際に、おのずからなる評価という有名な言葉が、当時の事務総長からお話ございました。私は、裁判官といえども、やはり最高裁としてずっと眺めていらつしやるだろう。裁判の判決がよかつたか悪かつたか、適当であつたか悪かつたかということ、それは関与すべきことではないが、勤務評定はどうなさるかと言つたら、おのずからなる評価ということだ、おのずからなる評価といふのは、単に裁判所内部だけでなくて、世間からも弁護士からも検事からも、社会的にも、ああ、あの人は立派な裁判官だというような評価が適切な評価だろうと。後で考えて、なかなか名答弁だつたなと思つたんですよ。このおのずからなる評価といふ極めて常識的な評価からすれば、判決の誤りに

至つては言語道断だけれども、このような不当労働行為を、仲介者としての役割をするということはおのずからなる評価としては適当ではないと思ひますよ。私の質問の趣旨は、寺田長官の言うところの、裁判官の育成とかあるいはそのほかの問題について一体どう趣旨が徹底し、それがどういふふうにあらわれてくるかという観点から申し上げたわけでございます。もちろんお話しのように労働委員会なりあるいは裁判で裁判官が被告になつてまた裁判されるというみづともないことにならないように、ひとつおのずからなる処置をお願いをいたしたいと思ひますね。これは御答弁がないと思ひますから、あなたの胸の中へおさめておいていただきたいと思ひます。

さて、今度は裁判所の適正配置の問題でございます。これも長官が声を大にして言つていらつしやることであり、かつ、いただきますと、昭和五十九年一月、裁判所の適正配置について膨大な資料が出ております。よくまあ、これも時間をかけてお調べになつたと思うほどの資料でございます。

今回、この裁判所定員法の審議がきょうから始まるわけでございますけれども、与野党を通じて、このポイントになりますのがやはり簡裁だろうと思ひます。後の同僚議員の質問も先ほどの二人の質問も簡裁が中心に、重点になると私も思つております。

そこで、まず前提として最高裁にお伺ひしたいんですけれども、このごろ裁判所機構、司法行政の枠外で、準司法機関というものがここ数年連続して出ております。法律上の、公取から労働委員会からあるいは建設審査会から、いろいろな法律に基づいた準司法機能ももちろんございましてけれども、町の中へいきましたと、離婚相談所だとか、あるいはサラ金相談所、交通の問題だとか、庶民的な問題が本当にたくさんあるわけですね。一方、簡裁も忙しいところでは爆発的な忙しさということになつておる。なぜ一体民間なり司法行政機関以外のところが発展をするのだろうかということ

を考へますと、一つは裁判所というのはいかめしく、そして面倒で、時間がかかって、そして弁護士に頼むと弁護士料が高いだろ、というふうな気持ちがありまして、この裁判機構外のものがど

んどん発展して、この傾向について裁判所はどうお考えになってますか。

大臣、席を外しておりましたが、今申し上げておきますのは、裁判機構外で民間の準司法機能というものが、離婚から何から何までど

んどん発展して、これは一体なぜそんなことになってるのか。裁判所が面倒だ、時間がかかるとわあつと来るんですよ。それほど法律の救助を

求める庶民の問題は極めて多いのにかかわらず、司法行政機関というものが十分にこたえて

いないではないかということが私の質問の趣旨です。勝見さん、それはどうお考えになりますか。

○勝見最高裁判所長官代理者 御指摘の準司法機関の範囲いかんが問題にまずなるかと思

います。しかし、私の立場で申し上げさせていただきますならば、憲法で保障された司法の機能を害す

ような機関であることには反対でございます。

一方、具体的な社会事情を見ますと、今御指摘のようにいわゆる準司法機関に対する需要とい

いますかニーズが非常に高まっていることもまた事実だろ、と思ひます。それが裁判所の機能、司法

の機能が十分に発揮されていないためのものであるとすれば、私もいたしましては十分その点を

を反省しなければならぬと思ひます。

なお、具体的なそれぞれ準司法機関につきま

しては総務局長から答えてもらいます。

○横山委員 私は細部のことよりも基本的なことをお伺いしたいのですが、そこで裁判所の適正配

置についてを拝見いたしましたところ、簡裁につ

いてずつと資料が出ておるわけです。先ほどの同僚議員の質問もかなりそういうところに集中して

おるのですが、そこでお伺いしたいのは、簡裁で

です。特にサラ金、クレジット関係が記録的な急増ぶりだと言われておるのですけれども、そう

いうことで簡裁を見直すということ、適正配置を

含めて簡裁を見直すという雰囲気になっておるの

ですが、そこで二つの考え方があると思うので

す。簡裁をどういうふうなこれから見直してい

かということでありまして。

一つは、この簡裁の発足の歴史を私なりに考

てみますと、簡易に裁判を受けられる、駆け込み

寺のように駆け込み裁判ができるようにする、民

主的な簡単な制度で裁判を受けられるようにする

という発足の歴史であつたわけですが、どうもあ

なたの答弁を前取りするような気がしますけれど

も、最高裁のこれからの動きというものは、簡裁

を強化する、集約するというようなことによつ

て、何か小型地裁、権威づけ、体制づけ、そうい

うふうな今私が前提として置いた感覚よりもハイ

レベルな、小型裁判所のな方向をどうも考えてお

られるような気がしますが、そんなことはありませ

んか。

○勝見最高裁判所長官代理者 今御指摘のような

観点から簡易裁判所の見直しをするつもりはござ

いません。

○横山委員 どちらの御指摘、私の指摘ですか。

○勝見最高裁判所長官代理者 さようございま

す。

○勝見最高裁判所長官代理者 私の言うとおりにするといふの

のありようにつきまして、抜本的な改変をするとい

ふ趣旨のものはございませぬ。

○横山委員 よくわからぬな。

○勝見最高裁判所長官代理者 それではもう一度

申し上げさせていただきますが、簡易裁判所は比

較的軽微、少額の事件につきまして迅速に、簡易

にやるという裁判所であるわけでございます。し

たが、いま、発足当初から数にございまして、戦

てるという形で発足したわけでありまして。その見

直しにつきましては、長官訓辭を逆に引用させて

いただきますが、いわば時の流れといひますか社

会事情の変更にどうも対応して、現在の簡易裁

判所のありようのひずみというふうなものが余り

にも大きいのでこの際見直してはどうかというこ

と提案したものでございまして、簡易裁判所の

当初の趣旨を変更して、いわゆる小型地方裁判所

化ということを目指したものでございませぬ。

○横山委員 時間の関係で私の言いたいことだけ

言いますが、一つは、簡易裁判所で問題になりま

すのは、老朽の庁舎の問題がある。私の近くで龜

山、鳥羽、津島、石油ストロブのなところが犬

山、西尾、安城、先ほども同僚議員が冷房がない、

暖房がないと言っておりましたが、お隣の法務局

はあるのです。簡裁はないのですよ、検察庁は

あるのですよ。何を一体最高裁は大蔵省に予算要

求しておるのか。同じ三者の中でも、法務大臣は

予算要求のお手伝いをしておるかおらぬか知らぬ

が、あなたのところはみんな冷暖房あるんだ、お

隣さんは冷暖房ないですよ。あなた、もう少し手

伝つてやらないか。本におおの毒のようなも

のですよ。小さい簡裁だから仕方がないでは済ま

されぬの。警察署全部あるの、検察庁全部あるの、

こつちにないの、それは見るも無残ですよ。

それから、サラ金の民事事件が激増していま

す。この激増を調べてみて、この間資料をもらつ

たら、業者の申し立てる破産事件が極めて多いと

いうのだ。ああそうか、私は借りた人が払えぬで

持つていくのかと思つたら、業者が持つていくと

いう。何でだいと言つたら、どうせ払えぬなら早

く簡裁で処理してもらおうと損金にならぬ。税金対

策になる、こういうわけですね。そうか、業者の

救済対策をやっておるのか、これはちよつと余談

裁にしても裁判所にしてもこのごろ調停センター

について余り熱意がないと言われているのです

ね。簡裁の仕事というのは本人訴訟もあるし督促

もあるし略式もあるし、そういう弁護士に要らな

いやつがござようさんあるわけですね。そういうこと

だから、調停センターなんか、もつと民間の準司

法機関に対して調停センターの活動ももつとし

うな意味において調停センターの活動ももつとし

かるべきであつていいではないか。手続について

も今まで簡素化してきたようではあるけれども、

この際、簡裁民事手続法というふうなもの提案

したらどうか。

いざににしても、簡裁について、今度単にあそ

こは仕事がないでこは仕事が多いで、こつちの

人間をこつちへやつてこつちをなくするといふよ

うな形式的なことよりも、ひとつ簡裁を全体的に

見直してみようというふうな考え方立つてもら

なければいけません。今度法務大臣も、

特別会計をえらひ努力してつくれた、えらいも

のだと言つてこの間ほめたのですよ。それで法務

局はコンピューターで意気込んでござるわ、民事

局長張り切つてござるわ、何で最高裁も一つぐら

いそういうことで張り切らぬか。このままではあ

かぬではないかと私は思ふのです。この間全司法

の話を開いたら、最高裁人事局浦井給与課長か

ら、五十九年度予算の施行見通しがついたとい

うな記事なんですよ、ここで簡々と、ワードプ

ロセツサーが高裁三台、地裁十八台、家裁五台、

合計二十六台もあつた、パソコンが配賦されて、

全庁のバランスを考え今回は十二斤に配賦するこ

とにした、何とみみちい話かしらんと私は思

う。こんなこと、今ごろワープロを合計二十六台

もあつたと言つて喜んでおるのですよ。喜んでお

るが、私は悲しいわ。今どきこんなことで喜んで

得

等に至るまで大きな角度で一遍見直してもらいたい、こう思うのですが、いかがですか。

○川崎最高裁判所長官代理者 施設関係について大分お話がございましたので、まず申し上げます。

裁判所の施設は、御承知のとおり高裁、地家裁本庁につきましてはほぼ整備が終わっておりますし、支部も大体整備は終わっております。戦前、戦後の木造として残っておりますのは簡裁に集中しております。大体九十四ばかり整備を要するところが残っております。これがかかり老朽化が進みまして、中には建てかえの時期に来ているものもあることは十分承知しておりますけれども、先ほど来お話し、簡裁の適正配置の問題は今三者協議の場で鋭意検討中であります。この検討の結果がそう遠くない将来出されるものと思っております。それを見てやらないと、余計なことをやつたことに場合によってはなりかねません。そういうところで、その結論を見守りながら簡裁の整備を進めていきたい、こういうふうな考えておるわけでありませう。

冷房等も確かに簡裁についてはおかれております。これも今申しました施設の整備とあわせて進めていきたいと思っておりますし、現にそれとは関係なしに乙号支部等についてまだ整備されてないところが多いものですから、これを暑いところから順次整備をしつづつあるというふうな状況でございます。

施設関係は以上でございます。

○山口最高裁判所長官代理者 ただいま横山委員御指摘のとおり、簡裁の配置の見直しをいたします場合におきまして、簡裁のありようにつきましているいろいろ検討しなければならぬ問題があるうかと思っております。

先ほど御指摘のございました簡裁民事手続法というのも一つの考え方であるかと思っております。発足当初におきましては自由な裁量で訴訟を運営していった、そのかわり控訴審では覆審手続でやるというふうな考え方も出される方もあったやうで

ございます。現在督促規定はございますけれども、ほかに何らかの規定が設けられるかどうか、その辺のところも考えてみなければならぬと思っております。

それから、御指摘のコンピューターの問題でございます。

○A機器の導入は裁判所においてはまだ微々たるものでございますが、これは拡充していかねばならないと考えております。しかしながら、コンピューターによる全面的な事務の合理化ということになってまいりますと、コンピューターに乗せるように事務そのものも変えていかなければならないという面が出てくるわけでございまして、現在の訴訟のあり方をかなり見直していかねばならない。そうなりますと、これは非常に大きな問題になってくるわけでございます。その辺のところも十分視点を据えまして今後検討してまいりたいと思っております。

○横山委員 私も長年国会議員をやっておりますが、各省の中で一番腰が重いのが法務省、さらに腰が重いのが裁判所なんです。事の敏速さを欠くわけです。まことに歯がゆくて、よくもこういふことで自分は法務委員をやつておるなというほど歯がゆいのです。しかし、今度大臣がとにかく民事局の登記関係について一つの大黒柱をぶつ立てて一つの峠を越えようとする、これはモデルだと私は思うのであります。法案のときには民事局の登記ばかりじゃありませんと云いたいのです。思うんですが、最高裁の法案はあなたの方の担当だが、一体予算は手伝うのですか、関係ないですか。大体憲法で最高裁は二重予算権というものを

持つて、政府がやつたものに文句があつたら、恐れながら国会に訴え出ることが出来るわけですね。それができておつても一遍もそれを履行したことがない。いい問題がないのか勇気がないのかわかりませんけれども、司法統計年鑑を見ますと、「裁判所の民事事件の訴え件数が十年前の二倍以上で、前年より一六・約三十三万件、サラ金やクレジット関係の訴訟、調停の申し立てが五十

八年から急増したので総訴え件数のほぼ半数、史上初めて二百万件、年内に消化できなかった未処理件数は初めて五十万件を超え、十年前のざつと一・五倍、この傾向は五十九年以降も同様と見られ、他の民事事件の処理にも影響が出始めたため、こう書いてあるのです。こういうときに何ぞか腹を据えてからなければ百年河清を待つようなものだと思うのですが、法務大臣はどういう点でこのお手伝いをしてくれますか。

○嶋崎国務大臣 今、裁判所の予算の問題について御質問があつたわけでございますが、御承知のように裁判所の経費につきましては独立して国の予算に計上するものとされております。裁判所の予算の原案は、独立の機関である最高裁判所が全く独自の判断に基づいて内閣に提出するということになっておるわけでございます。したがって、予算の具体的な折衝というのは私が担当をするわけではございません。しかし、私も、私たちの同期生が裁判官でたくさんいるわけですし、また裁判所に関係している人もいるわけでございます。いろいろ話を聞いてみますと、やはり裁判の予算というのは事件の件数その他固定的なものを基準にしながら査定が行われるというふうな傾向が非常に強いわけでございます。私は聞いてるところ、この裁判所の事務的ないろいろな施設あるいはいろいろなサービスの状況というのは非常に惨めな状態にあるというのを私も間接的に聞いております。したがって、ことしの予算も予算に入る二日前か三日前か事前折衝があつたわけでございまして、実は私自身も登記会計の問題とか、あるいは使途の問題等についていろいろ話をしたので、そのとき折衝が全く終わった段階で、ついでにそういう話を私も十分に聞いております。人の所管のことですから私はとやかく言えませんけれども、やはりこの担当の主計官、裁判所の実態をよく見て適切な判断をしたらいいのではないかと私は思いますという発言をあえてつけ加えておいた経緯があるわけでございます。これも私も御承知のように内閣にいるわけでござ

いますので、法務大臣として閣議のいろいろな運用の中でそれ自身に気を配っていくということも当然大切なことであるというふうな思っておりますので、直接的な立場はともかくとして、やはり法曹がうまく国民に受け入れられるような体制をつくるための努力というものは今後大いに進めていかなければならぬというふうな思っております次第でございます。

○横山委員 とにかく予算書を見ますと、この能率機械器具がたしか三・七億ですね。それから法案を見ますと、裁判官を数人ふやしたはいけれども、職員を二人減らす、こういうことと、私が指摘しました裁判所のあり方、特に簡裁のあり方とは適合しておるだろうか、この法案と現実というものが少しも合つておらぬじゃないか、最高裁は一体何をしておるのだろうかという気がしてな

らぬのであります。次へ移りますが、長官によくお伝えを願つて決断を求めたいと思つてますが、どうですか、事務総長。

○勝見最高裁判所長官代理者 数次にわたり御理解ある御意見を伺いました。私も事務総長といたしましては予算の確保も重要な職務でございます。全力を傾注して予算獲得に努力してまいりたいと存じます。

随

すか。

○猪瀬最高裁判所長官代理者 モデル試案を作成しました趣旨について御説明申し上げます。

家庭裁判所が取り扱います少年事件は、万引きなどに多く見られます一過性の軽微な事件から複雑困難な事件まで多種多様でございます。複雑困難な事件につきましては綿密な調査を行う、一方、軽微な一過性の事件に対しては早期に少年に対して手当てを加え、それなりの簡略な調査によりまして早期治療を図るといのが少年法の掲げる少年の健全育成の理念に沿った処理というふう

に考えているわけでございます。こういった方針に基づきまして、既に昭和四十年ごろから家庭裁判所の一部におきましては綿密な調査を要する事件とそうでない事件とを選別するなどの事件処理の工夫を行って適正な事件処理に努めてきておりました。今日では家庭裁判所の大多数の庁においてこのような方針に基づいた事件処理を行っておりまして、その基本として事件処理要領を作成しておりました。その基本として、近年家庭裁判所の裁判官の間ではそれぞれの庁における処理要領をよりよいものにしていく必要があるということと同時に、各家庭裁判所間の処理手続の格差をできるだけ解消して、全国的な処理手続の運用の標準化を図ることが望ましいとする意見が支配的でございます。

しかし、各庁が各庁限りにおいて標準的な内容の処理要領をつくらせていくことは、全国的な情報の入手その他の面からいまして実際上困難でございますので、かねてから裁判官の間では標準的な処理要領のモデルを家庭局において作成してもらいたいという要望が次第に高くなつてきていたところでございます。そういうようなことから家庭局としましては、各家庭裁判所で処理要領を新たに作成したり、また既にある処理要領を改定する場合の参考に供する趣旨でモデルの作成を検討中なわけでございます。モデル試案は、こういったモデルを作成するためにあらかじめ各家庭裁判所の意見を聞くことが必要と考えておりま

すので、その意見を聞くためのたたき台としてこれを作成したものでございます。そういうような性格のものでございますから、これによって各家庭裁判所を拘束するとうようなことではないわけでございまして、これをどう取り入れるか、またこれを取り入れるかどうかをも含めまして各家庭裁判所の自主的な判断にゆだねる性質のものとして考えておるわけでございます。そしてこのことは、このモデル試案を各家庭裁判所に示すに当たりまして明確に説明を加えまして、誤解のないように配慮しているところでございます。

それから内容の点につきましても……

○横山委員 内容はいいです。一応御説明の御趣旨は私も想像いたしておりましたとおりでございます。ただ、そういうことを言つては失礼ですが、最高裁から処理基準として出されたものは地方の家庭裁判所においては金科玉条のように受けるのは何も司法機関ばかりでなくて、各省みんな同じようなものです。それが役人というものです。ですから、処理基準といつても結局は裁判基準といふことが結論基準、最終の処理の方式というふうになりやすいものだといふ指摘は当を得たものであり、日本における官僚主義というものを知ればそういうことになると私も想像せざるを得ないのであります。

それから今、順序を越えてよう意見を聞いて、そしていろいろな人の意見も聞いて、下部機関の意見も聞いておつしやいまして、何か聞けば、新聞記者やあるいは全司法が見せてくれと言つてもこれは部外秘だと言つて見せなんだそうじゃありませんか。あなたの言うようなことだつたら見せたらいいじゃないですか。

○猪瀬最高裁判所長官代理者 御指摘のとおり、モデル試案は部外秘としております。部外秘といつたのは、理由は二つほどございまして、一つは先ほど御説明申し上げましたとおり、モデル試案は、これをいわばたたき台として裁判所部内の意見をこれから聞いていこうということ

運用に関する問題でございますので、裁判官を中心とした裁判所部内の自由な意見の交換、これを円滑に行つていくためにはモデル試案を裁判所内にとどめておくということが相当であるというふう

に考えたものであります。

〔委員長退席、森清委員長代理着席〕
それからもう一点は、現在、裁判所部内でのモデル試案について具体的な検討を進めつつある段階でございまして、その検討が進む過程において、モデル試案の内容につきましても変更のあることが当然予想されるわけでございます。現在そういう段階にありますがモデル試案を公表するといふようなことにしますと、あたかもこれが完成したモデルであるというように誤解を招き、また無用の混乱を起こすおそれがございますので、そういうようなところから部外秘扱いをしていくわけでございます。

○横山委員 同僚議員もお聞きになつてわかつて思いますが、これは私が読んで、私もまあ検討十分かもしれないけれども、こんなこと書いて何が一番問題かと思つてすつと探してみたいけれども、その問題になるようなことではない。それでもって各方面の意見を聞きたいと言いながら、これは秘密文書だと言ふから余計におかしなつちやうなものです。こんなもの、私だつて秘密文書もらつちやうなわけですか、これ、あるところから、これは、わしはどうなるか。わしがもらつたやつを処分するつもりかね、これ。こんなもの、もらおうと思えばどこでも何とかなりますよ。そういうものを秘密文書だ、秘密文書だと言ふから、取扱注意と書いてあるから、何ぞ家庭局は考へてるんじゃないかという疑惑が生まれるのです。どうぞどうぞ皆さん御意見を聞かせてちょうだいと言つて、これ読まれてまずいようなところがあるの。ないでしよう。私の勉強不足かね、まずいところあるかね。モデルと書いて、試案と書いてある。だから、あなたの言うように後になつて変わるということはないの。そういうところが官僚的だと私は言う

のです。考え直してもらわなければ困る、こういうやり方は。

次は、外国人弁護士について質問いたします。先年、当法務委員会が日弁連と懇談をいたしました際に、いろいろと意見交換をいたしました。そして日弁連が、それでは来年の四月とそのとき言われたですか、去年のことになりますね、それまで日弁連の試案をつくりましようということと、それから現状は日米通商航海条約に違反しているとは思つていないという点についても意見の一致がございました。

そこで、きょうお伺いしたいのは、五十九年十二月九日、日弁連の外国弁護士対策委員会から日弁連の石井会長あてに答申が出された内容を私もうろいろと検討いたしました。これについて法務省にお尋ねするのはちよつとおかしいかね。まず、お答えをなさるおつもりがあるかどうか。(菊池(信)政府委員「ございませう」と呼ぶ)それじゃ答えてください。これをどうお考えになるか。

○菊池(信)政府委員 先生御指摘のとおり、昨年の十二月、日弁連の内部に設けられております外国弁護士対策委員会が、外国弁護士の国内での活動を認めるとした場合にどういふ条件で認めるかということについての理事会の諮問に対して答申をいたしました。それが公表されておるわけでございまして。日弁連に伺いますと、日弁連としては現在この試案をもとにして各単位の意見を集約しておられる。一方、理事会の内部でさらにこの問題については審議をなさるといふことのようにございまして、本年のできるだけ早い時期には日弁連としての最終的な結論をお出しになるという御意向のようでございます。政府としては日弁連の自主的な御検討を尊重する、自主性を尊重して事に当たるといふ態度を持てまいつておりまして、現在もそのとおりでございまして。

ただ、この日弁連の中の委員会の試案ということと、日弁連そのもののお考えというのはまたさらにこれからということになるわけでございまして、

が、一つの公表されたものという事でござい
ますので、私どもも内部的に検討はいたしてござ
います。しかるべき機会に、私どもとして考えるよ
うな内容を具体的な内容について日弁連に申し上げ
るといふような機会を得たいといふふうに考えて
おります。

○横山委員 今後まず筋道としてどうい
うことになりませうか。日弁連案がまとまる。その間に政府
側も意見表明をして、そして日弁連と政府側が仮
に一致をする。そして、アメリカ側の要求はど
ういふものであるかわかりませんが、アメリカ側と
の接点は、アメリカのどういふところとそれから
日本側のだれとが折衝をして合意に達するのであ
るか。それから、合意に達したとして、国会に提
案するのは政府か、日弁連か。日弁連が提案とい
うのはおかしいが、議員提案か。どういふルート
でそれが処理されていくのでございませうか。

○菊池(信)政府委員 先ほど申し上げましたよ
うに、日弁連としては本年のできるだけ早い時期に
最終的な結論をお出しになる。その前提としてい
ろいろ内部での御検討をしていらつしやるという
ことでございまして、その結論というものがいつ
の時期にどういふ形で出てまいるかということ
は、私どもといたしましては現在まだ予測するこ
とはできない状態でございます。

ただ、それが一定の制限、条件のもとで外
国の弁護士の内活動と認めるといふ、いわば積
極の方向で出るといふことになりました場合に、
その内容について私どももそれまでに結構だ
というふうな考えられる内容であります場合に、
法律の改正というものが政府提案という形にな
りますのかあるいは議員提案という形で——御存じ
のようにもとの弁護士法そのものが議員立法で
きておりますし、その後も実質改正が大体議員提
案でなされておるといふいきさつもございませ
う。あるいは議員提案ということになるのか、そ
の辺のところはまだ先のことになるかと思いま
す。

それから、その日弁連の結論というものが——

実は日弁連の内部の意思決定のシステムとい
うものも先生御案内のとおり非常に複雑でござ
いまして、いろいろの方々が責任をお持ちになつて
いろいろなレベルでいろいろの御意見をお出しに
なつてだんだんと集約されてくるという形でござ
います。ただ、そういう最終的な、要するに日弁
連の結論というものが出た場合に、私どもと
して極めて望ましいことだと思つております。例
えばアメリカ側も含む外国側の考えといふものは
どういふものであるか、あるいは国内的に、例え
ば今の関係の諸制度との関係などについての調整
といふものは果たして座りのいい形になつてい
るかといふことについては、私どもとしても意
見を申し上げたいといふことになるのかもしれない
ので、そういう国際的あるいは国内的意見とい
うものが、日弁連の最終的な御意見、結論が出
ます際には、いわばすべてをお聞きになつて
集約された形で出てきています。出てきた以上は、
これはいわば国内一致の結論になるような形でお
出しただけのものが極めて望ましいと思つており
ます。

したがつて、例えば現にアメリカ側もあるいは
先生御案内のとおりECもこの問題については関
心を持っておりまして、それなりのこの試案につ
いての意見も言えるチャンスがあつたら言いたい
といふふうに申しております。そういう意向を
伝えてきておるといふことは、私ども日弁連に伝
えております。したがつて、しかるべき機会にア
メリカ側あるいはEC等の外国側の意見も日弁連
側に直接伝わるということにもなるかと思いま
す。そして、これから日弁連の御意見をお出しに
なつて、それがいわばみんなそれでいけるとい
う内容になります。そういう結論が出ます前
に、おのずとアメリカ側の意向なども十分しん
しゃくされた上で結論が出てくるのではないかと
思つております。したがつて、ちよつとごたごた
申し上げて恐縮でございませうが、要するに、日弁
連側の自主的な御検討の中で先生おっしゃいまし

た外国側の意向というものもそれなりにしんしゃ
くされて、そして結論が出される運びになるの
ではないかといふふうに考えております。

○横山委員 本件は、今御説明のとおり非常に
経緯が複雑でございませうから、ひとつ政府にお
いても、懸案の問題でございませうから、日弁連の
ニシアの問題ではございませうが、その間の援助協
力について遺憾なきを期していただきたいと思
います。

次は、法律扶助の問題であります。
先年、法律扶助につきまして、日弁連は十五億
の募金をすることに相なりました。そこで、私
ども法務委員が提唱いたしました。そこで、私
ども法務委員並びに法務委員全員が募金をいたし
まして、そして宣伝にも使つてくれ、一助にして
くれといふことにいたしました。御記憶の方もあ
ろうかと思ひます。しかるころ、募金をやられま
した。自來、法務委員の私どもの超党派の努力、
法務大臣の努力にかかわらず、法律扶助に関する
政府補助金は、たしか八千二、三百万円を少しも、
一銭も上がらないという状況でございませう。

法律扶助につきまして延々お話しすれば切りが
ございませうから申し上げませんが、法律扶助が
必要視されておられ、かつはまた広範な皆さんから
法律扶助の申し出があるにかかわらず、各地域の
法律扶助協会、扶助活動は極めて不十分なところ
であります。

きょうは、外国における扶助の状況を御説明を
願おうと思ひましたけれども、時間がございませ
ん。恐らく政府側は十分熟知のとおりで、いろ
いろと法律扶助のやり方については違ひがござ
います。日本と近代諸国とは月とスッポンのよう
な状況でございませう。ここでまた法務大臣に
算をふやしてくれと頼むようなことよりも、こ
の際、落差のつくようなやり方を考えなければなら
ぬと私は痛感いたしました。それがいわゆる
法律扶助法の成案といふ問題であります。

(森(清)委員長代理退席、委員長着席)

先年、法律扶助協会のいわゆる北川法案とい
うものが出ました。出ましたところ、当初日弁連は
余りいい顔をしなかつたわけでありませう。そ
ういふものをやりますと、法務省の人権擁護局がし
なりやなりと表へ出ておれのシヨバが広ま
つたと言つて厄介、せつかいをするかもしれぬから、
そんなものは余りいい顔をしないといふことであ
りました。けれども、そう言つておつたつて、そ
れは運用の問題ではないかと私も言つたのであり
まして、伝へ聞くところによりますと、五十九年、
昨年七月、日弁連の中間答申が出たようであり
ます。北川私案と違つたところは、この北川私案が協
会を基盤にしておられるのに、日弁連試案は協会を改
組して特殊法人をつくることによつたのであり
ます。中間答申は、率直に言ひますと、私にとり
ましてはやや理想案、北川法案はやや現実案に墮
しておるといふ感じがしないわけではありませ
ん。しかし、いざれにしても、日弁連も重い腰を
上げて法律扶助法の制定へ向けて前進を始めた
といふようなことが言へると思ひます。

そこで、先ほど日弁連が横を向いたときの事情
も含めて、政府に、法務大臣にその御意見を伺
いたいと思ひますが、法律扶助の現状を打開し
て、より近代諸国にふさわしい法律扶助の展開を
いたしますためには、どうしても単独法を制定し
て、そして法律の基盤によつた事業展開をするこ
とが適當であると思ひますが、大臣はどうお考
へでございませうか。

○野崎(幸)政府委員 今、法律扶助協会の法律扶
助法案、それから日弁連の扶助法案についてお述
べいただきましたので、まずその点について事務
当局から御説明を申し上げたいと思ひます。

先生も御承知のように、日弁連では昭和五十五
年に法律扶助法案の要綱案を作成いたしました。
これは日本法律扶助公団というものをつくつて扶
助事業をやつていこうといふ法案でございま
した。これに對しまして、法律扶助協会では昨年の
五月に、今これも先生が御指摘になりました北川
私案といふものを作成いたしました。

先年、法律扶助協会のいわゆる北川法案とい
うものが出ました。出ましたところ、当初日弁連は
余りいい顔をしなかつたわけでありませう。そ
ういふものをやりますと、法務省の人権擁護局がし
なりやなりと表へ出ておれのシヨバが広ま
つたと言つて厄介、せつかいをするかもしれぬから、
そんなものは余りいい顔をしないといふことであ
りました。けれども、そう言つておつたつて、そ
れは運用の問題ではないかと私も言つたのであり
まして、伝へ聞くところによりますと、五十九年、
昨年七月、日弁連の中間答申が出たようであり
ます。北川私案と違つたところは、この北川私案が協
会を基盤にしておられるのに、日弁連試案は協会を改
組して特殊法人をつくることによつたのであり
ます。中間答申は、率直に言ひますと、私にとり
ましてはやや理想案、北川法案はやや現実案に墮
しておるといふ感じがしないわけではありませ
ん。しかし、いざれにしても、日弁連も重い腰を
上げて法律扶助法の制定へ向けて前進を始めた
といふようなことが言へると思ひます。

の方にも一部これを届けてこられました。そのときのお話では、日弁連の案というものは扶助協会としてはいささか納得しかねるので、扶助協会としての案をつくった。この案を日弁連にこれから持っていく、両案のすり合わせをして、日弁連と扶助協会の方で統一した案をまとめたというお話でございました。実はその後、日弁連におきましてどのような議論がなされているのかということにつきましては全く御報告がございませんでしたので、私も今先生がおっしゃられました中間答申案というものもよく把握をしていない段階でございます。

現在は、今申し上げたような段階でございますので、私も今申し上げたように、昭和二十七年に法律扶助協会が設立されました、昭和三十三年から補助金を国から交付いたしました、その育成に努めてまいっておるところでございますので、その線で法律扶助事業の発展のために尽力してまいりたいと現段階では考えておるところでございます。

○横山委員 答えにならぬじやないの。だから、しゃなりしゃなりと出たはいかぬと云うのだ。

大臣にお伺いしていることは、今の法律扶助事業ではもうちつとも予算もふえない、何ほ法務省人権擁護局なりあなた方が大蔵に言ってもだめなんだ、ここで百尺竿頭一步を進めるためには落差を立てた物のやり方をせいかぬ、しかも法律に根拠を置いてないじやないか、おかしじやないか、だから、法律扶助法を制定するべく日弁連が統一案を持つてくるということであるならば、これを期待し歓迎し、政府としてもできる限りの援助をするということをやつてもらいたいということだ。

○嶋崎國務大臣 ただいま局長の方からお話がありましたとおりでございますが、何しろ六十年度予算の編成においては、重点を絞つたところが絞り過ぎたのかもしれないけれども、この問題についてはいろいろ議論をしておりますが、弁護士会、日弁連の中で十分な意見が煮詰まら

おつて、そしてこれをどういう方向に持っていくかということについてのきちつとした整理が必ずしも十分にできていないというような実情であるものですから、私自身としては、当面大事なこと、協会の事業の安定的な発展をどのように図っていくかということが基本であると思うのです。ただ、そうした場合に、今非常に財政が困難なときですから、ことしの予算自身におきましては御承知のような結果に終わったわけでございます。

今後、これらの内容についてよく研究調査せるとともに、日弁連の中での議論というものをよく踏まえまして、今後どういふぐあいにその進展を図るべきかということを検討させてもらいたいと思つておる次第でございます。

○横山委員 言葉が濁つておるのですが、検討させてもらいたいという中に法律扶助法の制定についても入つておるのですか、入つていないのですか。

○嶋崎國務大臣 現在まだそういう気持ちが煮詰まるような状況になっておりませんので、私は、基本法を制定するということが今の段階で必要なのかどうかという判断も持ち合わせていないというのが現実でございます。

○横山委員 それは勉強不足ですね。人権擁護局長があなたの前に答弁をしてあなたを牽制したような感じを受けるわけですが、それは遺憾ですよ。私は年々歳々予算がふえておるならこんな文句は言いません。私も私が努力をしていなかつたらこんな文句もまた言いません。私も私が超党派で非常に努力しても、出しつ放して何らの実績も上がつておらぬ。あのときに、ありがとうございましたと言つて、大臣以下皆さんが、国会が超党派で募金に依つてくださったことに、感謝にたえないというお礼まで言われたのですか。それが予算上何ともなつてないじやないですか。ですから、来年になつたらまたそれをふやそうかというお話はできぬ相談だと思つたのです。しかも法律的な基盤を持つていないのだから、日弁連もこの際呼吸をそろえて統一案をつくらうと言つておるの

ですから、それに対してあなたがやや消極的な態度というのは遺憾千万だと思つておるのですが、それでも答弁なしてですか。遺憾千万のままで終わるので

○嶋崎國務大臣 横山委員のお話ですからできるだけ耳を傾けてのみ込みたいと思つておりますが、確信のないことをここで結構ですと言つて自信を現在持ち合わせておりません。よく研究させて

○横山委員 人権擁護局長、言語道断だ。質問通告しているのだから、おまえさんがちゃんと大臣にこのような答弁メモを出しているんじゃないの。その答弁メモは、それはちよつと待つてくれと書いたんじゃないの。けしからぬぞ。この次には人権擁護局長をもう一遍徹底的に糾弾をして、大臣答弁が、十分検討いたしました、やはり横山委員のおっしゃるとおりでございます、これから前向きにやりますよというふうな答弁を得られ

す。その前にちよつと、先ほど質問された天野委員が五十九年三月二日に、狭山事件に関連して質問をいたしました。その中で、「事件当初の犯行現場における血痕の有無の問題につきまして、その当時の資料が他のいろいろな状況からあるはずだ」ということ、弁護団の方では開示してほしい」と

○寛政府委員 今御指摘の事実につきまして、早速調査いたしました上で対処いたしたいと思つておる。

○天野(等)委員 それじや、その点につきまして、はまた後に御調査をいたしてくださいと云うことで、こゝで打ち切りたいと思つておる。

本年一月十日、「請求人石川一雄にかかると強盗、強盗殺人等再審請求事件につき、左記証拠の開示を請求します」として、主任弁護士人山上氏以下弁護人から、東京高等検察庁検察官に対し

て、殺害現場でのルミノール反応検査報告書を出してくれという請求書が出ております。

これは、隠した芋穴については、ルミノール反応検査を実施されたところ何れも陰性にして血痕の陽性反応は認められなかつた」と埼玉県警刑事部鑑識課警察技師松田勝が証言をしております。

そして、「芋穴から約二〇メートルの「犯行現場」については、反応検査が実施されていないということはありえないことから、再審請求審段階で弁護人が右松田勝に面会したところ、同人は「殺害現場の雑木林についても夜間にルミノール反応検査をした。検査結果については、報告書もしくは実況見分の一環として提出している。」と供述してくれと言つておるわけでありませぬ。

この殺害現場でのルミノール反応検査報告書があることは松田証言で明らかでありますから、その報告書の開示を求めます。そのほか三点、合計四

○寛政府委員 昨年三月でございませぬか、天野委員から御指摘を受けまして、またその後も御要望を承つております。これは第六次の御要望と思つておるが、これにつきましては、昨年暮れに、そのうち一点は開示が相当であるということ、開示をして、弁護人の方へお見せしたはずでございます。

それから、本年一月十日に、今横山委員御指摘のルミノール反応検査報告書ほか三点、合計四

○横山委員 相当であるかどうかと言つたつて、おわりのように、これは重大な内容を持つておるのですよ。死体を隠した芋穴にはルミノール反

応はなかつた。それなら、殺したという雑木林についでこの検査をしたかと言つたら、した、と言つてゐるわけだ。本人の松田勝が言つてゐるのです。だから、あることは間違いないですね。どうですか。あつても出さなない場合があり得るのですか。そういう場合はどういふ場合ですか。

○寛政委員 従来、何回にもわたつて証拠の開示要求がございまして、その中には、現実には存在しないものもございまして、弁護人の方の挙げておられます名称と一致しない——単に一致しないというだけで、ないと申し上げておるのではなくて、それに相当するものがないというものもございまして、それから、あるものでも、例えば御要望のございます未提出資料のリストというふうなもの、これは現実にはつくつておりませんが、例えば警察から送つてまいります送致書類の中に、送つた書類あるいは証拠の全標目を掲げたその標目というふうな御要望もございまして、この点につきましては、捜査の過程でございまして、いろいろな関係人の御協力をいただいた結果がそこに出ておられます。したがって、これを全部開示することとは、関係人の人権あるいはプライバシーの問題もございまして、ひいては今後の捜査の円滑な遂行という観点から相当でないという考えもあるわけでございます。

そういう意味で、今申し上げたような観点から、あるけれどもちよつとこれは開示は御勸願したいというものもございまして、存在をし、かつ、今横山委員御指摘のとおりのような事実の確定に必要欠くことを得ないということでありまして、公益の代表者としての検察官の立場から、その可否を慎重に判断した上で結論を出すということでございます。

○横山委員 これはだれが聞いてもおかしいですよ。今あなたは一般論で言つてゐるのですが、私は具体論で言つてゐるのです。芋穴については反応が認められなかつた。それなら殺害現場の雑木林は反応検査をしたのかと言つたら、した、こゝう言つてゐるんですね。そういうことですから、

これがいかに重要な要因の問題であるかということとは私の想像にやぶさかではない。そういうものを、あつても出さぬということはどういふふうな理解をしたらいいかわからなくなつてくるんですね。それは、被告側の有利なものを出さぬということなら、けしからぬはけしからぬが、それならどうでございまして、それなら、今刑事局長は、出さぬわけではない、一般論を言つたというふうな理解をしますよ。出して下さいよ、これを。

○寛政委員 ただいまのルミノール検査報告書、あることはもちろんあるわけでございます。したがって、その内容について現在検討中でございますので、その結果を待つて御回答申し上げます。というところでございまして。

○横山委員 まあ出さぬと私は期待していません。これを出さなかつたら承知せぬ。法案を全部ストップだ。ちよつと与党聞いておつてよ、森さん。このルミノール反応を出さなかつたら法案ストップ。
次は、まあこれもわかつてゐる話ですが、石川一雄の未決勾留期間の通算の問題であります。これは法務省、もう既に何回も議論があるから簡単に言いますが、服後後、つまり刑が確定してから十年でないとならぬ資格を有さない、これはあなたの見解ですね。これはわかつておられますよ。弁護団は、引つ張られてから、未決勾留を全部通算しろということですよ。その争いなんです。この争いについては、結局、言い合ふばかりが能ではないと思つて、言ひ合ふばかりが能ではないけれども、一つの問題は、刑法に、未決勾留期間をその刑の中に通算するとも通算せぬとも書いてないんですね。たしか書いてない。それをあなたの方は、書いてないから合憲、合法だとして、刑が確定してから十年と通算した、こゝういふふうには私は理解してゐるのですが、どうですか、違いますか。
○寛政委員 書いてある、ないということも大きな理由かと思つて、解釈として、無期の場合でございまして、十年というのはやはり監獄に拘留して定役に服するという懲役の現実の執行を十年するという趣旨であるという解釈でございまして。これにつきましては、裁判例は余りございせんが、ある高裁判例では、やはり有期刑の場合三分の一、無期の場合十年、その間の執行状況等を考へて仮出獄を審査するのが仮出獄制度の趣旨であるから、その趣旨からいって理解できるというふうな判断もございまして、そのような意味で、解釈としては、やはり現実の懲役の執行が始まつてから十年、つまり確定から十年ということでございます。これも横山委員も御承知のこととおつたと思いますが、刑法改正草案では、その点を明文で別の解釈を立てまして、算入するという規定を草案には設けてございまして。

○横山委員 ようわかつておるんだ。法務大臣、問題の焦点はわかつてゐますね。計算しますと、石川さんの場合は、法定通算は、石川側弁護人は、一九六四年三月十二日から七十四年十月三十一日までで四千二百八十六日、十一月八日おるんだわ。ところが、刑事局長の計算によれば、一九七七年八月九日、最高裁決定、上告棄却の日から十年、だから八七年までおらなければいけません、こゝう計算だ。大体間違いないね。そういう計算だ。十一月八日おるのに、それはあかん、おまえは刑が確定してからだ、今まで監獄に未決でおつたところはあかんという解釈。それで、刑法改正では石川の言つたとおりにする。これは少しかわいそうだと思つておらんか。二年や三年ならともかくとして、十一年も十二年もおつて、おまえの刑が確定前のもは全部だめだよというの、かわいそうだと思つておらんか。最高裁も「当審における未決勾留日数中四百日を本刑に算入する」とおつたんですね。この四百日の解釈もまた違つておる。石川側と向こう側とは四百日の解釈もちよつと違つておる。

しかし、いづれにしても、刑法改正のときには、未決勾留期間を算入すると改正法案にはなつておる。その趣旨というものは酌んでやつていいではないか。未決勾留期間を算入しないという解釈も、私どもは間違つておると思つたのだが、刑法に書いてないから、向こう様の解釈も絶対間違つておるとは私もよう言わぬ。さりとて、未決勾留期間を算入してもいいという解釈も成り立つわけです。刑法に書いてないから。そういう状況なんですよ。だから法務大臣、そこを少しく検討してくれませんか。

○嶋崎國務大臣 今御質問の点でございまして、改正をするとするならばどういふうぐあいな考え方だということでは、それを読み込んで計算するということですか、そういう形で運用したいというふうなこと……。従来のいろいろな運用が、今刑事局長が答弁をいたしましたような形ですつと運用してきておるといふことになりまして、やはり具体的には、私も、刑法改正を少しでも急いでやらなければならぬというふうな感覚でゐる者の一人でありますけれども、やはり今の段階では、従来のいろいろなバランスその他の問題もあつたし、全体的な均衡というふうなこともあつたので、よく研究はさせてみますけれども、改正草案の案ではそうなつてゐるからそれでいけやという話には一概に乗り切れないところもあるのじやないかとこゝう思つてゐる次第です。

○横山委員 二年や三年のことならさう言ひませぬ。けれども、十年近い、一九七七年に上告棄却で確定したんですね。それまで、とにかく十年近いものを——それで、もう一つ刑事局長に聞きたいの、十年以上になつたら仮出獄をできる、これはできるですね。それで未決勾留の期間というもの、何であつたかのような解釈をするのかということでありまして、未決勾留の期間というものは、おれは罪は犯しておらぬ、あくまで争つていふことをやつておるといふことは、改後の状況がないうことになりませんか。仮出獄ができるということ、これは、まあ当然のように改後の状況があり服役態度もいい、だから仮出獄させたということにな

ないか。未決勾留期間を算入しないという解釈も、私どもは間違つておると思つたのだが、刑法に書いてないから、向こう様の解釈も絶対間違つておるとは私もよう言わぬ。さりとて、未決勾留期間を算入してもいいという解釈も成り立つわけです。刑法に書いてないから。そういう状況なんですよ。だから法務大臣、そこを少しく検討してくれませんか。

りますか。ところが本人は、おれはあくまで無実だ、再審まで争う、最高裁まで争うという頑張っておる人間は改後の状がないという範疇に入りますか、服役態度が悪いという範疇に入りますか。

○寛政府委員 服役態度の問題ではございませぬ。したがって、本人は無実だと頑張るか、あるいは最初から罪と認めますか事実を認めて争わぬ、罪を認めて争わない者の場合でも、先ほどの解釈は同じことになるわけでございませぬ。その意味では、服役態度という問題ではございませぬ。というよりは、服役態度というその服役ではない。やはり刑の執行を受ける十年なり刑期の三分の一というものは「監獄二拘置シ定役に服ス」でございませぬか、苦役なんて言葉を使うとちよつと語弊がありますが、そういう定役に服するということが前提である。したがって、未決の状態、監獄に拘置されておられますが、定役に服する義務は全くないわけでございませぬ。したがって、そこに差異があるということではございませぬ。

○横山委員 まあ話は、私も言葉遣いも違つたようでありませぬが、未決で拘置されておる長期間、あくまで争う、争つたということが、大體通俗的に言う、恐れ入りました、えらい私が悪うございませぬ、これから罪に服します、早う罪を決めてくださいというふうなことがいわゆる恭順だ、改後の状だ、服役態度がよろしいというふうなことでございませぬ、もう死刑が無罪になつたようなことも再三ございませぬから、そういうことはいわゆる改後の状とか服役の態度とは関係ないというふうには私は理解したいと思つておるが、いいんでしょうね。

○寛政府委員 もし今の御質問が仮釈放の審査等のごとでございませぬと、所管でございませぬで、仮釈放の審査の際に、十年たてば資格ができる、資格ができて当然に許可になるわけではございませぬ、いろいろ監獄の長なら長から上申があつて、地方更生保護委員会が審査するわけ

でございませぬ。そのときにどういふふうな判断をされるかについては、私ちよつとお答えいたしかねると思ひます。

○横山委員 これは大臣、ひとつぜひ御検討をお願いしたいことではございませぬ、二年や三年のことならちよつとかくとして、十二年にわたることではございませぬから。

それから、再審について伺ひます。再審についてのポイントはもう極めて明白でございませぬ、ここで長々と議論をするつもりはございませぬ。要するに六つでございませぬ。先ほどもいろいろ御質問がありませぬが、一点が、再審開始の門を広げること。二番目は、弁護人が再審請求人と秘密に面会できる権利を保障すること。三つ目は、記録、証拠物を閲覧謄写する権利を保障すること。四つ目は、再審請求中または準備中の者の死刑執行を停止すること。五つ目は、審理を公開すること。六つ目は、検察官の不服申し立てを禁止すること。これが再審の問題なのであります。この問題について、先ほど法務大臣も刑事局もちよつと意見をおつしやつたんですが、再審それ自身について、一般的に改めようとお考えですか、まず承りたいと思ひます。

○寛政府委員 再審制度につきましては、前々から何回もお答えを申し上げておりましたとおり、基本的な問題、再審の構造、繰り返し申し上げるのは省略いたしますが、諸外国の立法例などを見ましても随分構造が違つた。日本の今の三段階構造、これが適当であるかどうかというふうな基本的な問題を含めまして、ただいま検討をいたしておるところでございませぬ。今委員の御指摘の六点につきまして、もちろん社会党、共産党の方から改正案が国会に出ておることではございませぬので、私どもも十分その内容を見て検討いたしておるところでございませぬ。

その大きい点だけ申し上げますと、現在のところでは再審の門戸開放といひますか、いわゆる六号の要件を広げるといふ点につきましては、諸外国の法制を見ましても、現在の我が国の再審要件

が必ずしも狭いというふうには感じていないといふのが現在の私どもの偽らざる気持ちでございませぬ。

そのほか何点かございませぬ。いわば手続といひますか手続的な問題、再審請求の手続をどういふふうにするか、その間の関係者の権利の保障をどこまで認めるかという点につきましては傾聴すべき御意見も中にあるかと思つておられますが、個々につきましましては現在まだ検討中で、結論を明確には出しておらない状況でございませぬ。

○横山委員 六点の中の二つが、最近死刑が無罪になつたことで改めて問題になつておられます。その六点目の検察官の不服申し立てを禁止するという問題であります。これはマスコミも梅田事件を機会に取り上げまして、問題提起をいたしておるわけですね。

「再審開始決定は入り口の問題なのだから、検察側は再審裁判で主張すべきことは訴えるべきで、入り口でいたすらに時間をかけるべきではない」だから検察官の不服申し立てを禁止したらどう

白鳥決定以降、弘前大学教授夫人殺し、加藤老、米谷の三事件の開始決定については、検察側は抗告しなかつたのに、五十四年の財田川事件以後、免田、松山の死刑囚再審事件と、徳島ラジオ商殺し、梅田の計五事件の開始決定では、いづれも抗告し、すべて退けられた。それだけに、検察側に批判が集中するのやむを得ないだらう。

しかも、梅田事件では、獄中から梅田さんが第一次再審請求を起す動きを示し、梅田さんを共犯者だと名指した主犯者の供述が問題となり始めた矢先、主犯者の死刑が執行された経過がある。検察側に他意はなかつたのだから、結果的に梅田さん側は事件のカギを握る者がなくなつたことで、再審開始決定まで、大変な労苦を強いられた。

免田事件で昭和三十一年に熊本地裁八支部が再審開始決定を下しながら、検察側が即時抗告、福岡高裁も開始決定を取り消したことで、免田さんの「無罪」確定が二十数年も遅れたという事実関係ですね。ですから、事は簡単で、開始決定があつた場合は検察陣はそれに待たずにかけるな、入り口で争わずに、裁判で検察側の主張をしたらいいのではないかと云ふことなのであります。

ちなみに西ドイツでは一九六四年から検察の抗告権を廃止しておるわけですね。これは私は妥当な西ドイツ政府のやり方だと思つておるが、いかがですか。

○寛政府委員 検察官の不服申し立て権の問題も重要な問題の一つであるかと思つておられます。ただ、再審で、最初に言われませぬように、法的安定性と事件の具体的妥当性の調和ということが基本でございませぬけれども、検察官の不服申し立てを全部なくするということになりませぬと、違法、不当な決定に対して争う余地がなくなる。法的安定性の点から問題があるかと思ひます。要は、今三件の例あるいは五件の例をお挙げになりましたけれども、その事件事件に依つて検察官として抗告すべきものは抗告する、抗告すべからざるものはしないということが適正な運用が図られるべきものというふうには考えておられます。

また、西独では確かに検事の抗告権は廃止されておられますが、御承知のようにドイツにおきましては事実審は一回限りであるということを含めまして、再審を含めた刑事司法法制は我が国と大きく変わつておられますので、その中の一つの制度として考えなければならぬ。直ちに我が国の三審制をとつておられます司法的構造とマッチするかどうかという点は問題があるかと思つておられます。

○横山委員 だから担当の局長とやり合つとちよつとも前進がないので、どうしても法務大臣の常識豊かな判断を求めざるを得ないのだ。もう言うことは決まつておるのだ。何を言うかはわし

の方が知っておるのだ。それでは何にもならないんだ、やりとりでは。

大臣、こういうことですよ。裁判官が家の中に入れて言ったのに検察官が玄関で入るな入るなと言つて妨害しておるのだ。文句があつたら一緒に家の中に入れてきてやり合えばいいではないか。今の話をちよつと聞いておると、やり合う権利がなくならないかぬと言ふのだけれども、裁判官が、よし入つてこいと云つた。入つてこいと云つたやつを玄関で、入るな入るなと裁判官を押しつけておるのですよ。それで二十何年押しのけたんだ。そんなことを言わずに、入れと言ふなら検察も家の中に入れて、そこでおまえの言つておることは違つておる、おれの言ふことは正しいとやり合つて、それで裁判官が最終判断をする。それは再審開始決定というのは容易ならざることで、容易ならざることを裁判官が判断して、よしわかつた、じゃ家の中へ入れと言つたのに、何でそれも妨害せなならぬ。血も涙もない、鬼か蛇だ。常識豊かな法務大臣、ここで答弁をいただきます。私、この点の質問を終わりたいと思つておる。答弁が悪ければいかぬけれども……。

○嶋崎国務大臣 御承知のように、日本の裁判制度は今御説明がありましたような段階を踏んだ三段階制をとつておるわけでございまして、そういう中で裁判の判決が出ておるわけでございまして、そういう中で再審の取り扱ひになるわけで、このところ非常に不幸なケースがたくさん出て、その点はまことに遺憾千万であると思つておりますけれども、やはりそういう何段階の裁判というものを経た上での再審の問題でございまして。したがつて、今刑事局長からお話がありましたように、どこまでも、法的安定性をどういうかあいに考え、かつまた具体的な事案の妥当性というものをどういうかあいにうまく調整を考へていくかというふうな非常にぎりぎりのところの判断であると思つておるわけでございまして。

私、今まで聞いたところでは、よそから見ますと日本の再審制度は割合うまくできておるんだと

いうような話を余計聞いておるものですから、少し判断は迷つておるかもしれないけれども、先ほど刑事局長からお話をしましたように、両党からもいろいろ意見も出ておるといふようなこともありまして、そういうことも踏まえて、今後とも二分にこの制度自体を法務省としては検討してまいりたいと思つておる次第でございまして。

○横山委員 時間がなくなりまして。もう二点。部落解放基本法の問題でございまして。

これは詳細は避けさせていただきます。残事業が非常にたくさんまだ残つておりました。私もこの間、名古屋周辺で現地をいろいろ調査をしたわけでありまして、愛知県も残事業がまだまだ残つておることを認め、各関係府県におきましても部落解放基本法あるいはまた差別規制法等の制定を要望しておること極めて強いわけでありまして。これは法務省でなくて総務省の所管でございまして。これは人権擁護という立場におきまして法務省の絶大な協力、支援がなくてはこれはできないと思つておる。

まず総務省からお答えを願うのですが、最近宗教団体が、神様、仏様、キリスト教、新興宗教、全宗教が先年来この差別と宗教という問題を提起いたしました。組織をつくつて、そうして同和問題について宗教界挙げてみずからの姿勢を正し、また壇家、門徒等についても教育、努力をすると言つておられます。大阪では、興信所に関する条例を立案いたしました。興信所の調査の中に、部落の問題を調査の対象にしては相ならぬという条例をつくるというお話がございまして。先年来「地名総鑑」が問題になっておりましたが、昨年、「地名総鑑」を購入しないしは発売をするというところがまだ出てまいりました。事ほどさように、私もこの種の問題が解消することが望ましいのですが、現実問題としては部落問題は有名な小説——明治以来今日に至るまで依然として我々の地域社会の中に根を張る問題でございまして、部落解放基本法並びに差別規制

法を制定することについて、まず総務省の意見を伺いたいと思つておる。

○佐藤説明員 お答えいたします。

同和問題の早期解決のためには地域改善対策特別措置法ということで、物的な事業の整備それから心理的差別の解消ということに努めておるわけでございまして、現在、法の有効期限があと二年というところに迫つておりました。事業を計画的に推進する、こういう立場から、残り二年の期間内に残事業の計画的達成を図るべく最大限の努力をしていくところでございまして。

それで、法期限が二年という現状に立ちましても、法期限後の取り扱ひについて、今先生がお挙げになりました基本法の制定をすべきであるというふうな御意見、その他いろいろ御意見が出ておるところでございまして。しかしながら、その取り扱ひについてはいろいろ議論があるところでございまして、今申しました事業の進捗状況なども踏まえながら慎重に対応していく必要があろうと思つておる。

○横山委員 十分な時間がなくて残念ですが、これの実現に法務省もぜひ応援していただきたいと思つておる。

最後に、細かいことですが、先年当委員会で行官の法律を制定いたしました際に附帯決議を満場一致つけました。その中で、現在の執行官を公務員とするようにその方向を示唆したわけでありまして、依然としてそのままです。それで、恩給のついておる人なんです、その基準が、基準号俸が決まつておるわけでありまして。ところが古い人がたくさんきて、もうそれで低位に失するということに相なつておりました。あの附帯決議が実践されていらないという主張が寄せられてまいりました。したがつて、執行官の雇用条件の確定と待遇の改善について要望したいと思つておる。いかがでしょうか。——関係者いなかたかな、裁判所……。

して、その後も検討を続けております。まだ結論を得ておりませんが、附帯決議の趣旨に従ひましてさらに検討をして、早期に解決したいと考えております。

○横山委員 善処すると言つてもらえば終わるのだったけれども、善処と言われないから言ひますけれども、これは附帯決議ですよ、国会の意思ですよ。やらぬということは国会軽視ですよ。それだけ言つておきます。

では、長い間どうも……。

○片岡委員長 次回は、来る二十六日火曜日午前十時理事会、午前十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時二十分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、三三五人」を「一、三四四人」に改める。

第二条中「二万三千四百五十五人」を「二万三千四百三十三人」に改める。

附則
この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

理由
下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事の定員を改めるとともに、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

供託法の一部を改正する法律案
供託法の一部を改正する法律案

供託法の一部を改正する法律案

供託法(明治三十二年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「昭和六十年三月三十一日」を昭和六十六年三月三十一日に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国の財政の現状にかんがみ、国の歳出の縮減を図るため、引き続き昭和六十五年度まで供託金に利息を付することを停止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十年三月七日印刷

昭和六十年三月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局